

バランスポートフォリオ

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「バランスポートフォリオ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月7日に関東財務局長に提出しており、2025年2月8日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年2月7日
発行者名 : 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所 : 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） : 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所

設定・運用は

日興アセットマネジメント

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL : www.amova-am.com


アモーヴァ・アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	97
第三部【委託会社等の情報】	98
約款	156

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

バランスポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年2月8日から2025年8月7日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日より www.amova-am.com に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわ

れる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

TOPIX（東証株価指数）配当込みの動きに連動した投資成果に、内外公社債への投資による安定性を加味した運用を行ない、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保をはかることをめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
()			
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・
	その他	アフリカ	ファンズ
()			
その他資産			
(投資信託証券(資産複合 資産配分		中近東	
固定型(株式、債券))		(中東)	
		エマージング	
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産 (収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。) を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

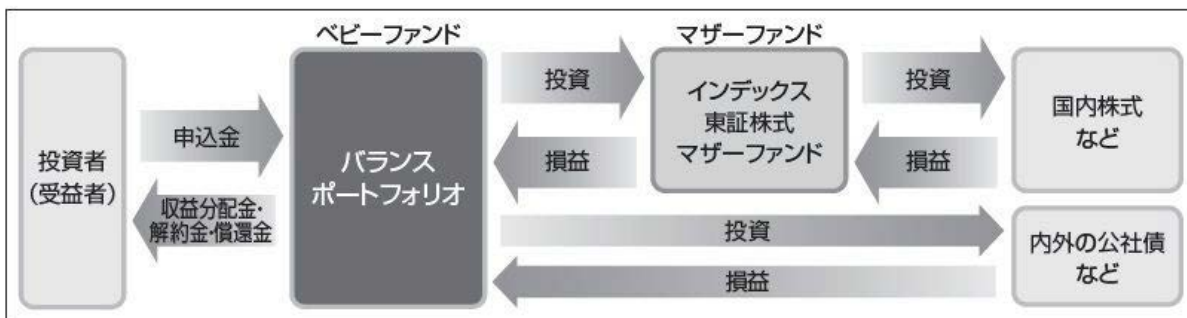
TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動した投資成果をめざす「インデックス東証株式マザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式に50%程度投資を行ないます。また残りの50%程度は内外の公社債を中心に組み入れます。

TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

※市況の急激な変化が生じたときなど、やむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限)

- ・「インデックス東証株式マザーファンド」への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(分配方針)

- ・毎決算時に、利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
- ・ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「TOPIX」の著作権などについて

- ・ TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

④ 信託金限度額

- ・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1987年11月27日

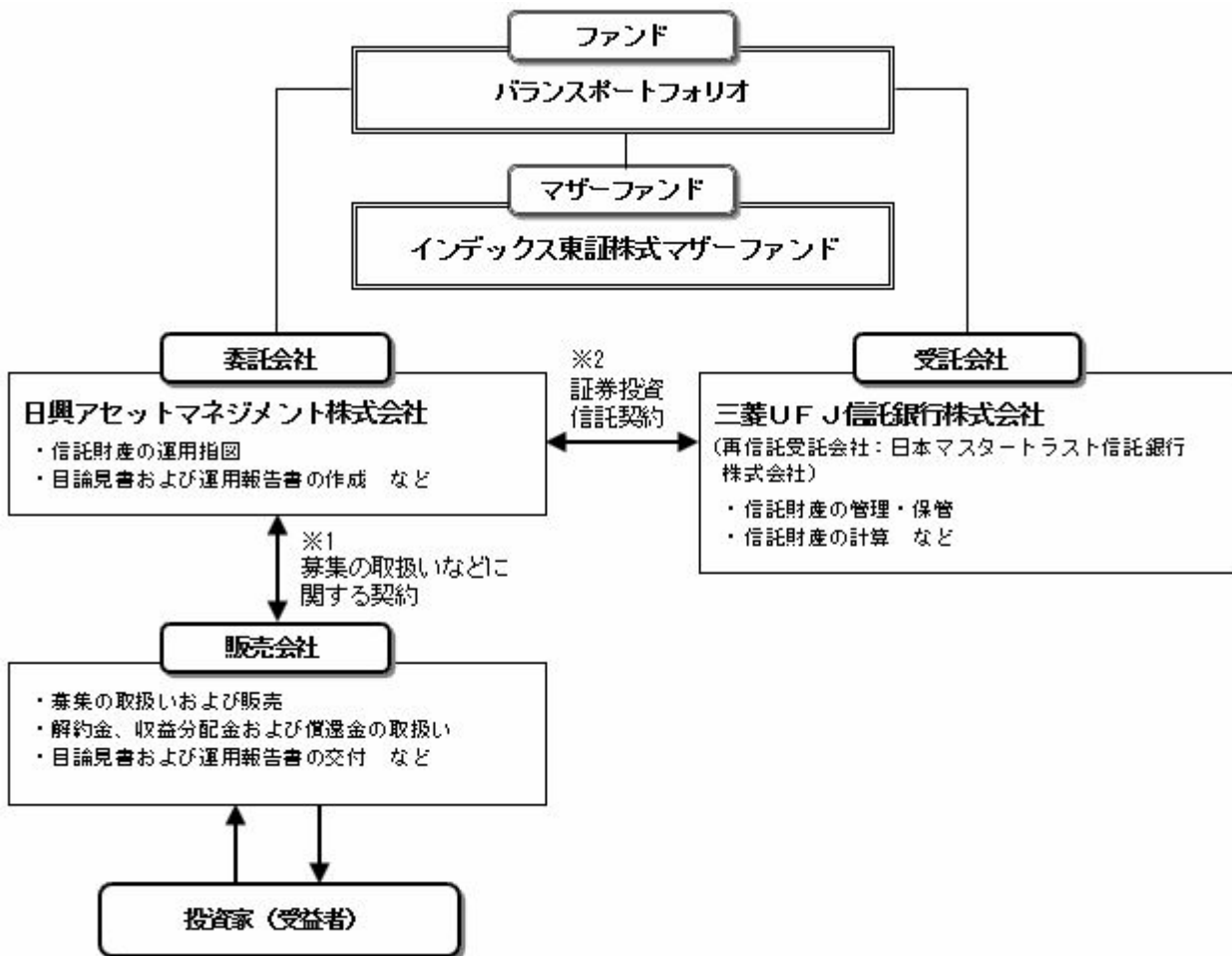
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年2月7日

- ・ミリオン（従業員積立投資プラン）としての取扱いを終了

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年11月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。
社名変更後URL : www.amova-am.com


アモーヴァ・アセットマネジメント

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券に投資することにより売買益を追求し、内外の公社債に投資することにより利息等収益の確保につとめます。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の75%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

＜バランスポートフォリオ＞

「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券および内外の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第17条の2に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
- 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権

利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付
- 4) 外国為替予約取引
- 5) 資金の借入

<インデックス東証株式マザーファンド>

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条の2および第13条の4に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)の証券の性質を有するもの
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④ 次の取引ができます。

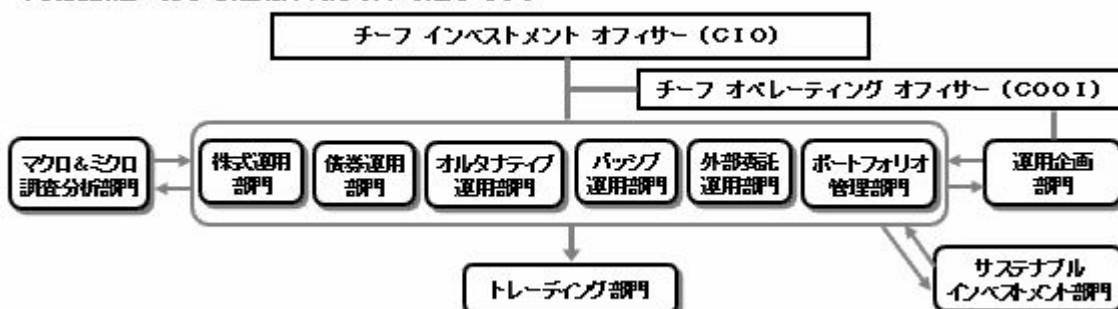
- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <インデックス東証株式マザーファンド>

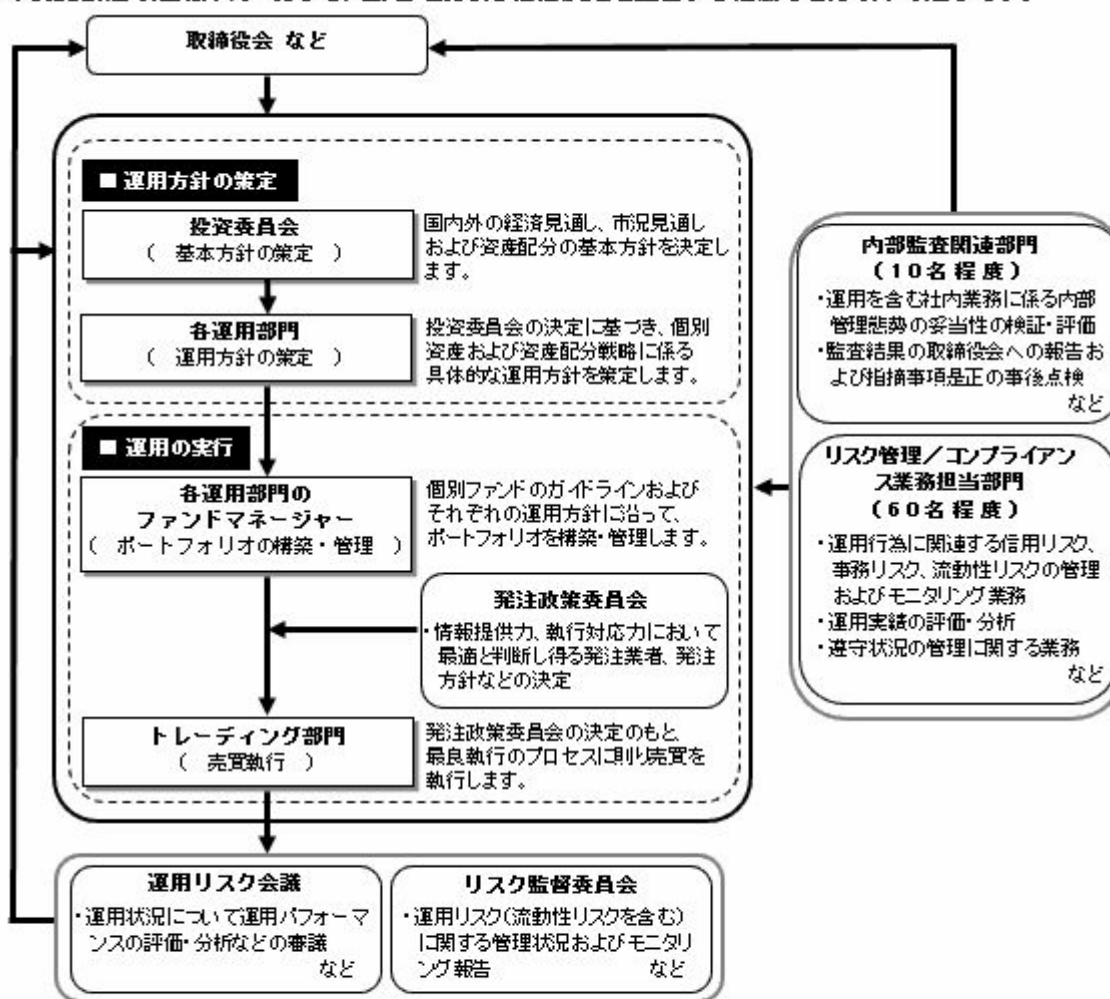
運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期的成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・投資成果をTOPIX（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、バークレイ日本株式モデルに従い次のポートフォリオ管理を行いません。 ①投資対象銘柄の中から、原則として200銘柄以上に分散投資を行いません。 ②資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は時価比率の高い銘柄から順に、売却の場合は時価比率の低い銘柄から順番に行ないます。 ③株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（1986年10月22日設定）
決算日	毎年10月21日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勤定務高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜バランスポートフォリオ＞

1) 「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

2) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

4) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

5) 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<インデックス東証株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証

券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

5) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

7) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

8) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株

式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

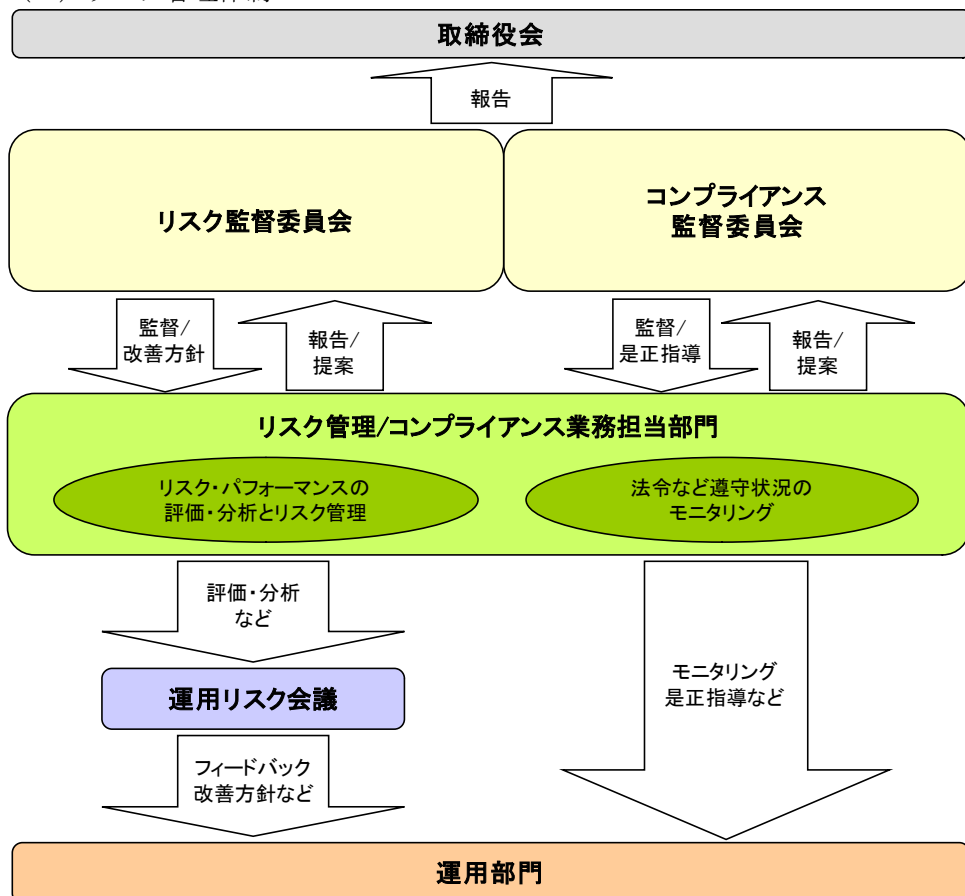
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限され

ることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

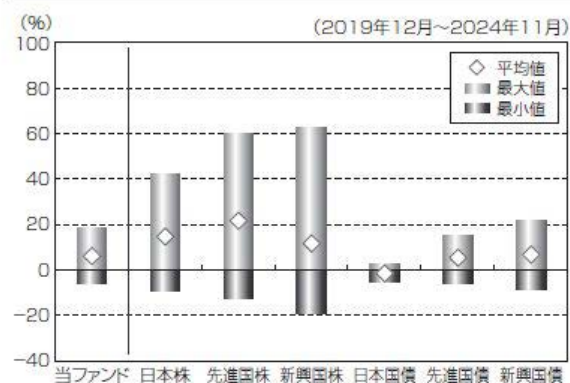
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.0%	14.6%	21.6%	11.6%	-1.6%	5.3%	6.7%
最大値	18.6%	42.1%	59.8%	62.7%	2.3%	15.3%	21.5%
最小値	-6.0%	-9.5%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

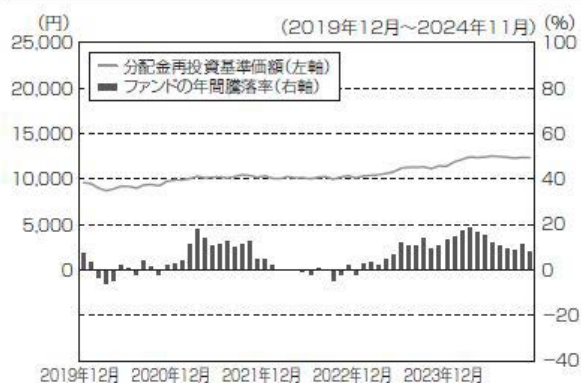
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバルレティバシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.572%（税抜 0.52%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.52%	0.22%	0.22%	0.08%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりま

すので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

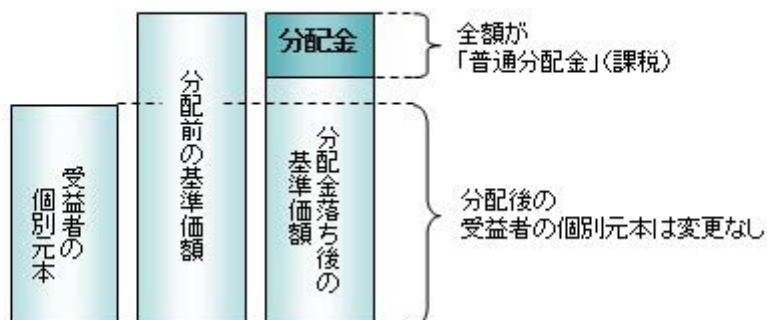
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

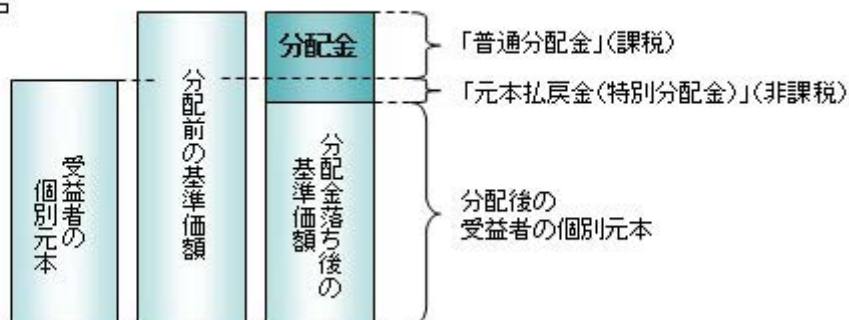
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 2 月 7 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2023年11月8日~2024年11月7日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.57%	0.57%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【バランスポートフォリオ】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	10,981,190	8.71
地方債証券	日本	15,010,532	11.90
親投資信託受益証券	日本	63,463,686	50.32
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	36,677,053	29.08
合計 (純資産総額)		126,132,461	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インデックス東証株 式マザーファンド	20,465,555	3.1730	64,937,206	3.1010	63,463,686	—	—	50.32
日本	地方債証券	第401回大阪府公 募公債 (10年)	15,000,000	100.07	15,010,532	100.07	15,010,532	0.477	2025/10/29	11.90
日本	国債証券	第466回利付国債 (2年)	11,000,000	99.84	10,982,950	99.82	10,981,190	0.500	2026/11/1	8.71

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	8.71
地方債証券	11.90
親投資信託受益証券	50.32
合計	70.92

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第28計算期間末 (2015年11月9日)	322	322	0.9300	0.9305
第29計算期間末 (2016年11月7日)	271	271	0.8629	0.8634
第30計算期間末 (2017年11月7日)	268	268	0.9920	0.9925
第31計算期間末 (2018年11月7日)	218	218	0.9443	0.9448
第32計算期間末 (2019年11月7日)	217	217	0.9565	0.9570
第33計算期間末 (2020年11月9日)	213	213	0.9545	0.9550
第34計算期間末 (2021年11月8日)	212	213	1.0465	1.0470
第35計算期間末 (2022年11月7日)	174	174	1.0216	1.0221
第36計算期間末 (2023年11月7日)	132	132	1.1333	1.1338
第37計算期間末 (2024年11月7日)	127	127	1.2487	1.2492
2023年11月末日	132	—	1.1437	—
12月末日	124	—	1.1416	—
2024年1月末日	128	—	1.1854	—
2月末日	131	—	1.2138	—
3月末日	134	—	1.2409	—
4月末日	131	—	1.2346	—
5月末日	131	—	1.2411	—
6月末日	131	—	1.2501	—
7月末日	127	—	1.2461	—
8月末日	126	—	1.2371	—
9月末日	125	—	1.2272	—
10月末日	126	—	1.2381	—
11月末日	126	—	1.2339	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第28期	2014年11月8日～2015年11月9日	0.0005
第29期	2015年11月10日～2016年11月7日	0.0005
第30期	2016年11月8日～2017年11月7日	0.0005
第31期	2017年11月8日～2018年11月7日	0.0005
第32期	2018年11月8日～2019年11月7日	0.0005
第33期	2019年11月8日～2020年11月9日	0.0005

第34期	2020年11月10日～2021年11月8日	0.0005
第35期	2021年11月9日～2022年11月7日	0.0005
第36期	2022年11月8日～2023年11月7日	0.0005
第37期	2023年11月8日～2024年11月7日	0.0005

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第28期	2014年11月8日～2015年11月9日	7.96
第29期	2015年11月10日～2016年11月7日	△7.16
第30期	2016年11月8日～2017年11月7日	15.02
第31期	2017年11月8日～2018年11月7日	△4.76
第32期	2018年11月8日～2019年11月7日	1.34
第33期	2019年11月8日～2020年11月9日	△0.16
第34期	2020年11月10日～2021年11月8日	9.69
第35期	2021年11月9日～2022年11月7日	△2.33
第36期	2022年11月8日～2023年11月7日	10.98
第37期	2023年11月8日～2024年11月7日	10.23

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第28期	2014年11月8日～2015年11月9日	9,591,772	106,409,569
第29期	2015年11月10日～2016年11月7日	9,326,069	41,548,116
第30期	2016年11月8日～2017年11月7日	7,480,324	50,984,226
第31期	2017年11月8日～2018年11月7日	6,405,223	46,051,030
第32期	2018年11月8日～2019年11月7日	6,506,949	10,601,618
第33期	2019年11月8日～2020年11月9日	7,044,581	10,651,253
第34期	2020年11月10日～2021年11月8日	5,792,929	25,835,192
第35期	2021年11月9日～2022年11月7日	5,294,402	37,920,322
第36期	2022年11月8日～2023年11月7日	1,251,583	55,528,901
第37期	2023年11月8日～2024年11月7日	59,864	14,502,214

(参考)

インデックス東証株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	8,957,755,780	98.41
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	144,298,728	1.59
合計 (純資産総額)		9,102,054,508	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	133,950,000	1.47

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	124,000	2,541.50	315,146,000	2,551.50	316,386,000	3.48
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	150,700	1,613.84	243,206,940	1,792.00	270,054,400	2.97
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	81,700	2,710.00	221,407,000	3,007.00	245,671,900	2.70
日本	株式	日立製作所	電気機器	60,700	3,964.48	240,644,350	3,751.00	227,685,700	2.50
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	18,700	9,666.40	180,761,790	10,385.00	194,199,500	2.13
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	47,900	3,202.00	153,375,800	3,686.00	176,559,400	1.94
日本	株式	キーエンス	電気機器	2,300	66,890.00	153,847,000	64,720.00	148,856,000	1.64
日本	株式	任天堂	その他製品	14,700	8,051.00	118,349,700	8,810.00	129,507,000	1.42
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	22,400	5,655.00	126,672,000	5,564.00	124,633,600	1.37
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	16,600	7,572.00	125,695,200	7,384.00	122,574,400	1.35
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	31,000	3,180.00	98,580,000	3,784.00	117,304,000	1.29
日本	株式	信越化学工業	化学	21,000	5,935.00	124,635,000	5,554.00	116,634,000	1.28
日本	株式	三菱商事	卸売業	45,600	2,840.00	129,504,000	2,525.50	115,162,800	1.27
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,900	23,720.00	116,228,000	23,310.00	114,219,000	1.25
日本	株式	三井物産	卸売業	36,300	3,145.00	114,163,500	3,136.00	113,836,800	1.25
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	696,200	145.70	101,436,340	153.40	106,797,080	1.17
日本	株式	第一三共	医薬品	22,100	4,924.52	108,832,035	4,749.00	104,952,900	1.15

日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	11,500	9,135.00	105,052,500	8,936.00	102,764,000	1.13
日本	株式	三菱重工業	機械	41,200	2,219.00	91,422,800	2,197.50	90,537,000	0.99
日本	株式	HOYA	精密機器	4,600	20,330.00	93,518,000	19,260.00	88,596,000	0.97
日本	株式	KDDI	情報・通信業	17,200	4,739.00	81,510,800	4,950.00	85,140,000	0.94
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	20,800	4,294.00	89,315,200	4,083.00	84,926,400	0.93
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	374,500	187.30	70,143,850	193.10	72,315,950	0.79
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,400	53,120.00	74,368,000	51,110.00	71,554,000	0.79
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	55,300	1,525.50	84,360,150	1,291.50	71,419,950	0.78
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	27,300	2,236.90	61,067,496	2,604.00	71,089,200	0.78
日本	株式	富士通	電気機器	21,700	3,059.00	66,380,300	2,866.00	62,192,200	0.68
日本	株式	三菱電機	電気機器	24,000	2,368.00	56,832,000	2,547.00	61,128,000	0.67
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	7,400	8,214.56	60,787,746	8,240.00	60,976,000	0.67
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	14,000	4,094.00	57,316,000	4,219.00	59,066,000	0.65

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.25
		建設業	2.13
		食料品	3.12
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	5.27
		医薬品	4.50
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.57
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.81
		非鉄金属	0.81
		金属製品	0.49
		機械	5.45
		電気機器	17.03
		輸送用機器	6.83
		精密機器	2.40
		その他製品	2.57
		電気・ガス業	1.27
		陸運業	2.34
		海運業	0.64
		空運業	0.35
倉庫・運輸関連業	0.16		
情報・通信業	7.54		

	卸売業	6.63
	小売業	4.57
	銀行業	8.64
	証券、商品先物取引業	0.87
	保険業	3.25
	その他金融業	1.21
	不動産業	1.79
	サービス業	5.07
合 計		98.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

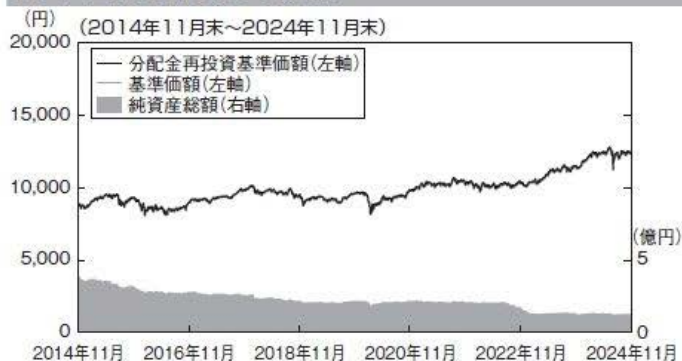
資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物 2024年1月2月	買建	5	日本円	133,245,300	133,950,000	1.47

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

運用実績

2024年11月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 12,339円
純資産総額 1.26億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	185円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	49.52%
株式先物	0.74%
債券	20.61%
債券先物	0.00%
現金その他	29.88%

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

当ファンド

	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	インデックス東証株式マザーファンド	親投資信託受益証券	—	—	50.32%
2	第401回大阪府公債(10年)	地方債証券	0.477%	2025年10月29日	11.90%
3	第466回利付国債(2年)	国債証券	0.500%	2026年11月1日	8.71%

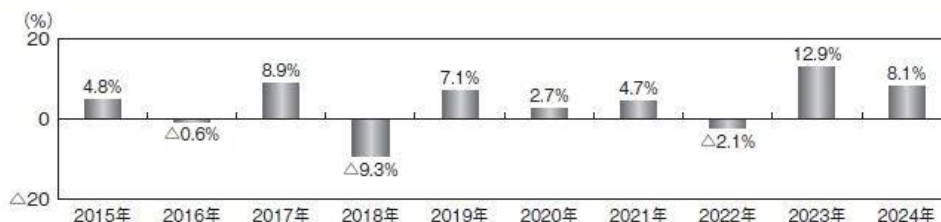
※当ファンドの対純資産総額比です。

インデックス東証株式マザーファンド

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.48%
2	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	2.97%
3	ソニーグループ	電気機器	2.70%
4	日立製作所	電気機器	2.50%
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.13%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2024年は、2024年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (5) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。
- (6) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日より www.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (5) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(6) 買取単位

1口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

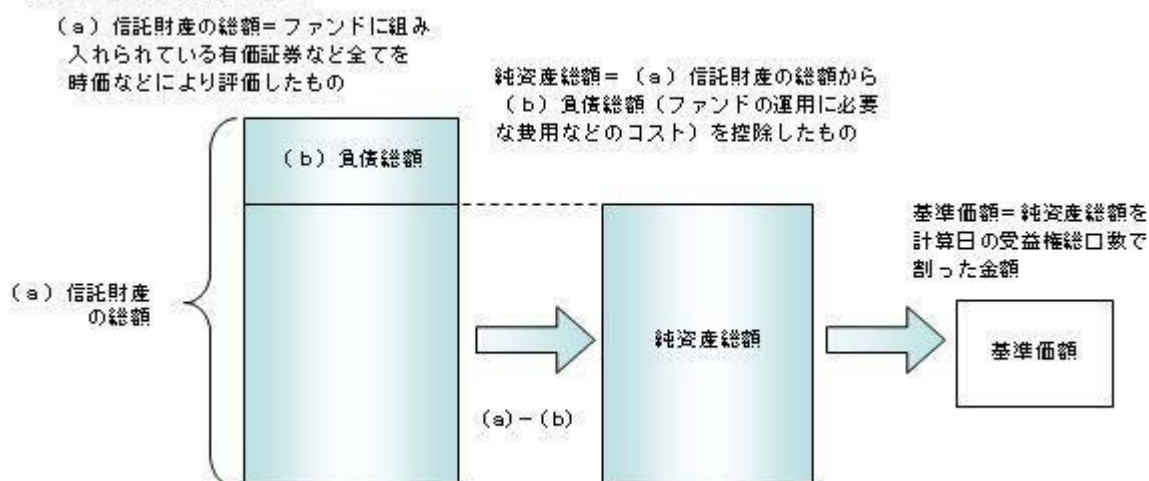
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇公社債 (国内・外国)

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値 (平均値)
- 金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額 (売気配相場を除きます。)
- 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- 外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。) の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日より www.amova-am.com に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします (1987年11月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月8日から翌年11月7日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

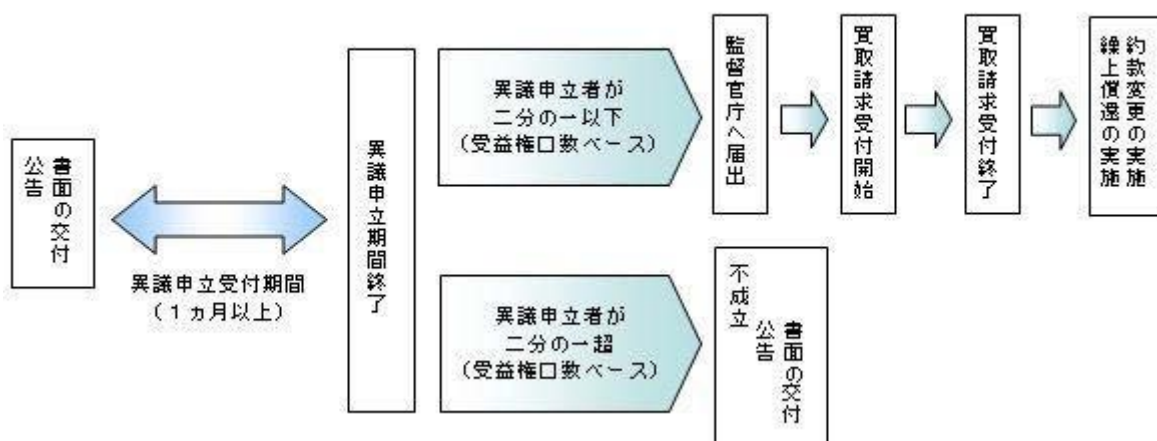
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※2025年9月1日より www.amova-am.com に変更いたしますが、それ以前に本項に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期計算期間(2023年11月8日から2024年11月7日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランスポートフォリオの2023年11月8日から2024年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランスポートフォリオの2024年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【バランスポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在	第 37 期 2024 年 11 月 7 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,031,168	37,038,466
地方債証券	26,124,420	26,014,448
親投資信託受益証券	66,438,112	64,937,206
未収利息	26,051	26,286
流動資産合計	132,619,751	128,016,406
資産合計	132,619,751	128,016,406
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	58,313	51,091
未払受託者報酬	58,971	56,285
未払委託者報酬	324,695	309,902
未払利息	5	-
その他未払費用	2,899	2,756
流動負債合計	444,883	420,034
負債合計	444,883	420,034
純資産の部		
元本等		
元本	116,626,061	102,183,711
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	15,548,807	25,412,661
(分配準備積立金)	29,458,824	37,584,490
元本等合計	132,174,868	127,596,372
純資産合計	132,174,868	127,596,372
負債純資産合計	132,619,751	128,016,406

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 36 期		第 37 期	
	自 2022 年 11 月 8 日	至 2023 年 11 月 7 日	自 2023 年 11 月 8 日	至 2024 年 11 月 7 日
営業収益				
受取利息		145,033		160,499
有価証券売買等損益		14,343,421		13,283,487
営業収益合計		14,488,454		13,443,986
営業費用				
支払利息		10,687		712
受託者報酬		121,193		113,078
委託者報酬		667,244		622,569
その他費用		5,992		5,534
営業費用合計		805,116		741,893
営業利益又は営業損失 (△)		13,683,338		12,702,093
経常利益又は経常損失 (△)		13,683,338		12,702,093
当期純利益又は当期純損失 (△)		13,683,338		12,702,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		599,737		863,408
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		3,695,084		15,548,807
剰余金増加額又は欠損金減少額		29,736		9,761
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		29,736		9,761
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,201,301		1,933,501
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,201,301		1,933,501
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		58,313		51,091
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		15,548,807		25,412,661

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在	第 37 期 2024 年 11 月 7 日現在
1.	期首元本額	170,903,379 円	116,626,061 円
	期中追加設定元本額	1,251,583 円	59,864 円
	期中一部解約元本額	55,528,901 円	14,502,214 円
2.	受益権の総数	116,626,061 口	102,183,711 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 36 期 自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日		第 37 期 自 2023 年 11 月 8 日 至 2024 年 11 月 7 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 120,991 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 147,806 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 10,233,143 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 11,690,879 円
C	信託約款に定める収益調整金 18,770,411 円	C	信託約款に定める収益調整金 16,459,778 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 19,163,003 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 25,796,896 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 48,287,548 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 54,095,359 円
F	分配対象収益(1 万口当たり) 4,140 円	F	分配対象収益(1 万口当たり) 5,293 円
G	分配金額 58,313 円	G	分配金額 51,091 円
H	分配金額(1 万口当たり) 5 円	H	分配金額(1 万口当たり) 5 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 36 期 自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日	第 37 期 自 2023 年 11 月 8 日 至 2024 年 11 月 7 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方	同左

	法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在	第 37 期 2024 年 11 月 7 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 36 期 (2023 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△139,140
親投資信託受益証券	12,698,068
合計	12,558,928

第 37 期 (2024 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△109,972
親投資信託受益証券	10,928,606
合計	10,818,634

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在		第 37 期 2024 年 11 月 7 日現在	
1 口当たり純資産額	1. 1333 円	1 口当たり純資産額	1. 2487 円
(1 万円当たり純資産額)	(11, 333 円)	(1 万円当たり純資産額)	(12, 487 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第 4 0 1 回大阪府公募公債 (10 年)	15, 000, 000	15, 011, 148	
	平成 2 6 年度第 1 回滋賀県公募公債	11, 000, 000	11, 003, 300	
地方債証券 合計		26, 000, 000	26, 014, 448	
親投資信託受益証券	インデックス東証株式マザーファンド	20, 465, 555	64, 937, 206	
親投資信託受益証券 合計		20, 465, 555	64, 937, 206	
合計		46, 465, 555	90, 951, 654	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「インデックス東証株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックス東証株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023年11月7日現在	2024年11月7日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	663,262	217,202
コール・ローン	75,854,712	87,440,216
株式	8,321,519,360	9,171,154,090
派生商品評価勘定	159,450	4,149,900
未収配当金	78,569,898	90,908,059
未収利息	-	556
流動資産合計	8,476,766,682	9,353,870,023
資産合計	8,476,766,682	9,353,870,023
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	912,750	-
前受金	1,080,000	3,493,200
未払解約金	4,000,816	1,688,117
未払利息	11	-
流動負債合計	5,993,577	5,181,317
負債合計	5,993,577	5,181,317
純資産の部		
元本等		
元本	3,211,761,216	2,946,574,792
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	5,259,011,889	6,402,113,914
元本等合計	8,470,773,105	9,348,688,706
純資産合計	8,470,773,105	9,348,688,706
負債純資産合計	8,476,766,682	9,353,870,023

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		2023年11月7日現在	2024年11月7日現在
1.	期首	2022年11月8日	2023年11月8日
	期首元本額	3,985,739,219円	3,211,761,216円
	期首からの追加設定元本額	45,130円	3,257,207円
	期首からの一部解約元本額	774,023,133円	268,443,631円
	元本の内訳 ※		
	インデックスポートフォリオ	3,186,566,634円	2,926,109,237円
	バランスポートフォリオ	25,194,582円	20,465,555円
	計	3,211,761,216円	2,946,574,792円
2.	受益権の総数	3,211,761,216口	2,946,574,792口
3.	担保資産		
	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式	133,423,000円	125,872,000円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022年11月8日 至 2023年11月7日	自 2023年11月8日 至 2024年11月7日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動	同左

	性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023年11月7日現在	2024年11月7日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2023年11月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	335,785,437
合計	335,785,437

(2024年11月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	210,401,048
合計	210,401,048

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年11月7日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				

	買建	140,580,000	—	139,830,000	△750,000
	合計	140,580,000	—	139,830,000	△750,000

(2024年11月7日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	160,066,800	—	164,220,000	4,153,200
	合計	160,066,800	—	164,220,000	4,153,200

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年11月7日現在		2024年11月7日現在	
1口当たり純資産額	2.637円	1口当たり純資産額	3.173円
(1千口当たり純資産額)	(2,637円)	(1千口当たり純資産額)	(3,173円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	4,035.00	403,500	
ニッセイ	3,300	930.30	3,069,990	
マルハニチロ	500	2,955.50	1,477,750	
雪国まいたけ	300	1,046.00	313,800	
カネコ種苗	100	1,384.00	138,400	
サカタのタネ	400	3,490.00	1,396,000	
ホクト	300	1,806.00	541,800	
住石ホールディングス	400	1,009.00	403,600	
日鉄鉱業	100	4,470.00	447,000	
I N P E X	9,900	2,047.50	20,270,250	

石油資源開発	1,800	1,151.00	2,071,800
K&Oエナジーグループ	100	3,130.00	313,000
ショーボンドホールディングス	400	5,351.00	2,140,400
ミライト・ワン	1,100	2,280.00	2,508,000
タマホーム	200	3,780.00	756,000
日本アクア	100	813.00	81,300
第一カッター興業	100	1,460.00	146,000
安藤・間	1,900	1,153.00	2,190,700
東急建設	1,000	700.00	700,000
コムシスホールディングス	1,200	3,261.00	3,913,200
ビーアールホールディングス	500	348.00	174,000
高松コンストラクショングループ	200	2,927.00	585,400
東建コーポレーション	100	10,650.00	1,065,000
ヤマウラ	200	1,203.00	240,600
オリエンタル白石	1,200	381.00	457,200
大成建設	2,100	7,350.00	15,435,000
大林組	7,500	2,010.50	15,078,750
清水建設	6,500	1,057.50	6,873,750
長谷工コーポレーション	2,100	1,846.00	3,876,600
松井建設	200	840.00	168,000
鹿島建設	5,100	2,790.00	14,229,000
不動テトラ	100	2,092.00	209,200
鉄建建設	100	2,431.00	243,100
西松建設	400	5,209.00	2,083,600
三井住友建設	1,800	392.00	705,600
大豊建設	100	3,440.00	344,000
奥村組	400	4,395.00	1,758,000
東鉄工業	200	3,225.00	645,000
浅沼組	900	664.00	597,600
戸田建設	2,800	950.20	2,660,560
熊谷組	400	3,570.00	1,428,000
矢作建設工業	300	1,530.00	459,000
ピーエス・コンストラクション	200	1,045.00	209,000
日本ハウスホールディングス	500	325.00	162,500
新日本建設	300	1,577.00	473,100
東亜道路工業	400	1,304.00	521,600

日本道路	200	1,684.00	336,800
東亜建設工業	700	1,003.00	702,100
日本国土開発	600	526.00	315,600
若築建設	100	3,670.00	367,000
東洋建設	700	1,335.00	934,500
五洋建設	3,000	639.50	1,918,500
世紀東急工業	300	1,550.00	465,000
福田組	100	5,690.00	569,000
住友林業	2,000	5,615.00	11,230,000
大和ハウス工業	6,900	4,636.00	31,988,400
ライト工業	500	2,270.00	1,135,000
積水ハウス	6,900	3,657.00	25,233,300
日特建設	200	1,032.00	206,400
北陸電気工事	200	1,150.00	230,000
ユアテック	500	1,471.00	735,500
日本リーテック	200	1,085.00	217,000
四電工	300	1,488.00	446,400
中電工	400	3,450.00	1,380,000
関電工	1,200	2,178.00	2,613,600
きんでん	1,600	3,084.00	4,934,400
東京エネシス	200	1,069.00	213,800
トーエネック	400	960.00	384,000
住友電設	200	4,930.00	986,000
日本電設工業	400	1,865.00	746,000
エクシオグループ	2,400	1,608.50	3,860,400
新日本空調	100	3,695.00	369,500
九電工	500	5,594.00	2,797,000
三機工業	500	2,442.00	1,221,000
日揮ホールディングス	2,300	1,403.00	3,226,900
中外炉工業	100	2,868.00	286,800
太平電業	100	5,130.00	513,000
高砂熱学工業	500	5,557.00	2,778,500
朝日工業社	200	1,354.00	270,800
明星工業	400	1,370.00	548,000
大気社	300	5,070.00	1,521,000
ダイダン	300	3,400.00	1,020,000

日比谷総合設備	200	3,755.00	751,000
飛島ホールディングス	200	1,562.00	312,400
テスホールディングス	500	277.00	138,500
インフロニア・ホールディングス	2,400	1,157.50	2,778,000
東洋エンジニアリング	300	781.00	234,300
レイズネクスト	300	1,579.00	473,700
ニッポン	800	2,213.00	1,770,400
日清製粉グループ本社	2,400	1,855.00	4,452,000
昭和産業	200	2,852.00	570,400
鳥越製粉	100	683.00	68,300
中部飼料	300	1,388.00	416,400
フィード・ワン	300	872.00	261,600
日本甜菜製糖	100	2,530.00	253,000
DM三井製糖ホールディングス	200	3,270.00	654,000
塩水港精糖	100	274.00	27,400
ウェルネオシュガー	100	2,268.00	226,800
森永製菓	1,000	2,807.00	2,807,000
中村屋	100	3,215.00	321,500
江崎グリコ	700	4,312.00	3,018,400
名糖産業	100	1,843.00	184,300
井村屋グループ	100	2,431.00	243,100
不二家	200	2,680.00	536,000
山崎製パン	1,500	2,964.00	4,446,000
モロゾフ	100	4,615.00	461,500
亀田製菓	100	4,350.00	435,000
寿スピリッツ	1,300	2,156.50	2,803,450
カルビー	1,000	3,255.00	3,255,000
森永乳業	900	3,456.00	3,110,400
六甲バター	200	1,459.00	291,800
ヤクルト本社	3,300	3,275.00	10,807,500
明治ホールディングス	3,100	3,505.00	10,865,500
雪印メグミルク	600	2,646.00	1,587,600
プリマハム	300	2,235.00	670,500
日本ハム	1,000	4,764.00	4,764,000
丸大食品	200	1,656.00	331,200
S F o o d s	300	2,808.00	842,400

柿安本店	100	2,677.00	267,700
伊藤ハム米久ホールディングス	400	3,825.00	1,530,000
サッポロホールディングス	800	7,112.00	5,689,600
アサヒグループホールディングス	17,300	1,807.50	31,269,750
麒麟ホールディングス	9,600	2,239.50	21,499,200
シマダヤ	100	1,437.00	143,700
宝ホールディングス	1,500	1,211.00	1,816,500
オエノンホールディングス	700	422.00	295,400
養命酒製造	100	2,493.00	249,300
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	1,600	2,320.00	3,712,000
サントリー食品インターナショナル	1,600	5,093.00	8,148,800
ダイドーグループホールディングス	300	3,090.00	927,000
伊藤園	800	3,345.00	2,676,000
キーコーヒー	200	2,018.00	403,600
日清オイリオグループ	300	5,210.00	1,563,000
不二製油グループ本社	500	3,210.00	1,605,000
J-オイルミルズ	300	2,099.00	629,700
キッコーマン	7,600	1,747.00	13,277,200
味の素	5,400	5,891.00	31,811,400
ブルドックソース	100	1,808.00	180,800
キューピー	1,200	3,603.00	4,323,600
ハウス食品グループ本社	800	2,916.00	2,332,800
カゴメ	1,000	3,036.00	3,036,000
アリアケジャパン	200	5,240.00	1,048,000
エバラ食品工業	100	2,977.00	297,700
ニチレイ	900	4,126.00	3,713,400
東洋水産	1,100	8,989.00	9,887,900
イトアンドホールディングス	100	2,153.00	215,300
ヨシムラ・フード・ホールディングス	100	1,412.00	141,200
日清食品ホールディングス	3,000	4,097.00	12,291,000
フジッコ	200	1,734.00	346,800
ロック・フィールド	300	1,458.00	437,400
日本たばこ産業	14,000	4,225.00	59,150,000
ケンコーマヨネーズ	100	2,177.00	217,700
わらべや日洋ホールディングス	200	2,065.00	413,000

なとり	100	2,141.00	214,100
ファーマフーズ	300	1,008.00	302,400
ユージェナ	1,500	405.00	607,500
紀文食品	200	1,104.00	220,800
ピククルスホールディングス	100	1,051.00	105,100
理研ビタミン	200	2,720.00	544,000
片倉工業	200	2,028.00	405,600
グンゼ	200	5,060.00	1,012,000
東洋紡	1,000	976.00	976,000
ユニチカ	700	295.00	206,500
富士紡ホールディングス	100	4,875.00	487,500
倉敷紡績	200	5,350.00	1,070,000
シキボウ	200	1,013.00	202,600
日本毛織	600	1,283.00	769,800
帝国繊維	300	2,729.00	818,700
帝人	2,200	1,419.50	3,122,900
東レ	17,000	951.40	16,173,800
セーレン	400	2,640.00	1,056,000
小松マテーレ	300	793.00	237,900
ワコールホールディングス	500	4,705.00	2,352,500
ホギメディカル	300	4,575.00	1,372,500
T S I ホールディングス	800	900.00	720,000
ワールド	400	1,964.00	785,600
三陽商会	100	2,630.00	263,000
オンワードホールディングス	1,500	528.00	792,000
ルックホールディングス	100	2,550.00	255,000
ゴールドウイン	400	8,813.00	3,525,200
デサント	400	4,330.00	1,732,000
特種東海製紙	100	3,700.00	370,000
王子ホールディングス	8,900	576.90	5,134,410
日本製紙	1,200	903.00	1,083,600
三菱製紙	100	500.00	50,000
北越コーポレーション	1,300	1,589.00	2,065,700
大王製紙	1,200	873.00	1,047,600
レンゴー	2,100	909.40	1,909,740
トーモク	100	2,334.00	233,400

ザ・パック	200	3,775.00	755,000
北の達人コーポレーション	1,000	156.00	156,000
クラレ	3,400	2,163.00	7,354,200
旭化成	15,800	1,144.00	18,075,200
レゾナック・ホールディングス	2,100	3,787.00	7,952,700
住友化学	18,700	407.50	7,620,250
住友精化	100	5,140.00	514,000
日産化学	1,200	5,278.00	6,333,600
ラサ工業	100	2,848.00	284,800
クレハ	500	2,874.00	1,437,000
多木化学	100	3,685.00	368,500
テイカ	200	1,662.00	332,400
石原産業	400	1,539.00	615,600
日本曹達	500	2,550.00	1,275,000
東ソー	3,100	2,054.00	6,367,400
トクヤマ	700	2,774.00	1,941,800
セントラル硝子	300	3,510.00	1,053,000
東亜合成	1,100	1,562.00	1,718,200
大阪ソーダ	800	1,621.00	1,296,800
関東電化工業	500	1,011.00	505,500
デンカ	800	2,189.50	1,751,600
信越化学工業	21,000	5,887.00	123,627,000
日本カーバイド工業	100	1,702.00	170,200
堺化学工業	200	2,850.00	570,000
第一稀元素化学工業	200	755.00	151,000
エア・ウォーター	2,200	1,942.00	4,272,400
日本酸素ホールディングス	2,300	4,769.00	10,968,700
日本化学工業	100	2,687.00	268,700
東邦アセチレン	100	354.00	35,400
日本パーカライジング	1,000	1,320.00	1,320,000
高压ガス工業	300	928.00	278,400
四国化成ホールディングス	300	2,214.00	664,200
ステラ ケミファ	100	4,425.00	442,500
保土谷化学工業	100	4,395.00	439,500
日本触媒	1,500	1,889.50	2,834,250
大日精化工業	200	2,964.00	592,800

カネカ	600	3,792.00	2,275,200
三菱瓦斯化学	1,900	2,749.00	5,223,100
三井化学	2,100	3,605.00	7,570,500
東京応化工業	1,100	3,663.00	4,029,300
大阪有機化学工業	200	2,913.00	582,600
三菱ケミカルグループ	17,000	847.80	14,412,600
KHネオケム	400	2,090.00	836,000
ダイセル	2,600	1,421.00	3,694,600
住友ベークライト	700	4,204.00	2,942,800
積水化学工業	4,600	2,358.50	10,849,100
日本ゼオン	1,800	1,490.00	2,682,000
アイカ工業	600	3,410.00	2,046,000
UBE	1,200	2,563.50	3,076,200
積水樹脂	300	2,271.00	681,300
旭有機材	200	4,220.00	844,000
ニチバン	100	1,948.00	194,800
リケンテクノス	400	1,090.00	436,000
大倉工業	100	2,769.00	276,900
積水化成工業	300	370.00	111,000
ダイキョーニシカワ	500	648.00	324,000
森六ホールディングス	100	2,317.00	231,700
恵和	200	1,044.00	208,800
日本化薬	1,600	1,204.00	1,926,400
カーリット	200	1,355.00	271,000
日本精化	200	2,413.00	482,600
扶桑化学工業	200	3,640.00	728,000
トリケミカル研究所	300	3,020.00	906,000
ADEKA	800	2,824.50	2,259,600
日油	2,700	2,569.00	6,936,300
新日本理化	100	195.00	19,500
ハリマ化成グループ	200	878.00	175,600
花王	5,700	6,474.00	36,901,800
第一工業製薬	100	3,845.00	384,500
石原ケミカル	100	2,303.00	230,300
三洋化成工業	100	4,145.00	414,500
大日本塗料	300	1,029.00	308,700

日本ペイントホールディングス	10,300	1,083.00	11,154,900
関西ペイント	2,000	2,417.00	4,834,000
中国塗料	500	2,614.00	1,307,000
藤倉化成	300	497.00	149,100
太陽ホールディングス	400	3,970.00	1,588,000
D I C	800	3,310.00	2,648,000
サカタインクス	500	1,578.00	789,000
a r t i e n c e	400	3,720.00	1,488,000
富士フイルムホールディングス	14,100	3,515.00	49,561,500
資生堂	4,900	3,182.00	15,591,800
ライオン	3,000	1,645.00	4,935,000
高砂香料工業	200	5,090.00	1,018,000
マンダム	500	1,214.00	607,000
ミルボン	400	3,160.00	1,264,000
ファンケル	600	2,792.00	1,675,200
コーセー	500	7,969.00	3,984,500
コタ	200	1,616.00	323,200
ポーラ・オルビスホールディングス	1,200	1,468.00	1,761,600
ノエビアホールディングス	200	5,030.00	1,006,000
新日本製薬	100	1,729.00	172,900
I - n e	100	2,051.00	205,100
アクシージア	100	578.00	57,800
エステー	200	1,498.00	299,600
アグロ カネショウ	100	1,324.00	132,400
コニシ	700	1,386.00	970,200
長谷川香料	400	3,295.00	1,318,000
小林製薬	600	5,500.00	3,300,000
荒川化学工業	200	1,184.00	236,800
メック	200	3,510.00	702,000
タカラバイオ	700	993.00	695,100
J C U	300	3,585.00	1,075,500
O A Tアグリオ	100	1,875.00	187,500
デクセリアルズ	2,100	2,491.50	5,232,150
アース製薬	200	5,160.00	1,032,000
北興化学工業	200	1,315.00	263,000
大成ラミック	100	2,567.00	256,700

クミアイ化学工業	900	816.00	734,400
日本農薬	300	670.00	201,000
アキレス	100	1,537.00	153,700
有沢製作所	300	1,432.00	429,600
日東電工	7,400	2,577.00	19,069,800
レック	300	1,326.00	397,800
三光合成	300	624.00	187,200
きもと	200	332.00	66,400
ZACROS	200	4,360.00	872,000
前澤化成工業	200	1,856.00	371,200
未来工業	100	3,660.00	366,000
JSP	200	2,007.00	401,400
エフピコ	500	2,663.00	1,331,500
天馬	200	2,979.00	595,800
信越ポリマー	500	1,656.00	828,000
東リ	100	471.00	47,100
ニフコ	900	3,760.00	3,384,000
バルカー	200	3,340.00	668,000
ユニ・チャーム	4,900	4,705.00	23,054,500
協和キリン	2,800	2,609.00	7,305,200
武田薬品工業	20,800	4,234.00	88,067,200
アステラス製薬	20,600	1,734.50	35,730,700
住友ファーマ	2,200	588.00	1,293,600
塩野義製薬	7,800	2,156.50	16,820,700
日本新薬	600	4,147.00	2,488,200
中外製薬	7,300	7,046.00	51,435,800
科研製薬	400	3,889.00	1,555,600
エーザイ	3,100	5,047.00	15,645,700
ロート製薬	2,500	3,390.00	8,475,000
小野薬品工業	4,800	2,004.00	9,619,200
久光製薬	500	4,460.00	2,230,000
持田製薬	300	3,370.00	1,011,000
参天製薬	4,500	1,776.50	7,994,250
扶桑薬品工業	100	2,720.00	272,000
ツムラ	800	4,960.00	3,968,000
キッセイ薬品工業	400	3,690.00	1,476,000

生化学工業	500	862.00	431,000
栄研化学	400	2,208.00	883,200
鳥居薬品	100	4,115.00	411,500
JCRファーマ	800	679.00	543,200
東和薬品	300	3,120.00	936,000
富士製薬工業	200	1,305.00	261,000
ゼリア新薬工業	400	2,255.00	902,000
ネクセラファーマ	1,100	1,192.00	1,311,200
第一三共	22,100	4,866.00	107,538,600
杏林製薬	500	1,520.00	760,000
大幸薬品	600	379.00	227,400
ダイト	200	2,203.00	440,600
大塚ホールディングス	5,800	9,500.00	55,100,000
ペプチドリーム	1,100	2,745.50	3,020,050
セルソース	200	1,169.00	233,800
あすか製薬ホールディングス	200	2,159.00	431,800
サワイグループホールディングス	1,400	1,989.00	2,784,600
日本コークス工業	2,200	98.00	215,600
ニチレキグループ	200	2,489.00	497,800
ユシロ化学工業	100	1,595.00	159,500
富士石油	600	338.00	202,800
出光興産	10,900	1,033.50	11,265,150
ENEOSホールディングス	39,700	785.70	31,192,290
コスモエネルギーホールディングス	800	7,526.00	6,020,800
横浜ゴム	1,200	3,200.00	3,840,000
TOYO TIRE	1,300	2,223.00	2,889,900
ブリヂストン	6,900	5,537.00	38,205,300
住友ゴム工業	2,300	1,577.50	3,628,250
藤倉コンポジット	200	1,242.00	248,400
オカモト	100	5,390.00	539,000
フコク	100	1,828.00	182,800
ニッタ	200	3,750.00	750,000
住友理工	500	1,662.00	831,000
三ツ星ベルト	300	4,065.00	1,219,500
バンドー化学	400	1,847.00	738,800
日東紡績	300	6,390.00	1,917,000

AGC	2,300	4,846.00	11,145,800
日本板硝子	1,100	374.00	411,400
日本電気硝子	900	3,393.00	3,053,700
オハラ	100	1,317.00	131,700
住友大阪セメント	400	3,717.00	1,486,800
太平洋セメント	1,400	3,564.00	4,989,600
日本ヒューム	200	1,274.00	254,800
日本コンクリート工業	400	335.00	134,000
三谷セキサン	100	6,530.00	653,000
アジアパイルホールディングス	300	817.00	245,100
東海カーボン	2,100	965.10	2,026,710
日本カーボン	100	4,490.00	449,000
東洋炭素	200	5,550.00	1,110,000
ノリタケ	300	4,060.00	1,218,000
TOTO	1,700	4,327.00	7,355,900
日本碍子	2,700	2,052.00	5,540,400
日本特殊陶業	1,900	4,923.00	9,353,700
MARUWA	100	46,680.00	4,668,000
品川リフラクトリーズ	300	1,817.00	545,100
黒崎播磨	100	2,542.00	254,200
ヨータイ	100	1,678.00	167,800
フジインコーポレーテッド	600	2,498.00	1,498,800
ニチアス	600	5,619.00	3,371,400
ニチハ	300	3,555.00	1,066,500
日本製鉄	12,200	3,213.00	39,198,600
神戸製鋼所	4,800	1,721.00	8,260,800
中山製鋼所	500	766.00	383,000
合同製鐵	100	4,090.00	409,000
JFEホールディングス	7,200	1,888.00	13,593,600
東京製鐵	700	1,572.00	1,100,400
共英製鋼	200	1,768.00	353,600
大和工業	500	8,200.00	4,100,000
東京鐵鋼	100	6,580.00	658,000
大阪製鐵	100	3,080.00	308,000
淀川製鋼所	200	5,450.00	1,090,000
中部鋼鈹	200	2,384.00	476,800

丸一鋼管	700	3,417.00	2,391,900
モリ工業	100	5,060.00	506,000
大同特殊鋼	1,500	1,210.50	1,815,750
日本冶金工業	200	4,125.00	825,000
山陽特殊製鋼	200	1,924.00	384,800
愛知製鋼	200	4,790.00	958,000
大平洋金属	200	1,371.00	274,200
新日本電工	1,500	296.00	444,000
栗本鐵工所	100	4,180.00	418,000
三菱製鋼	200	1,415.00	283,000
日本精線	200	1,293.00	258,600
エンビプロ・ホールディングス	300	502.00	150,600
大紀アルミニウム工業所	400	1,118.00	447,200
日本軽金属ホールディングス	700	1,548.00	1,083,600
三井金属鉱業	600	4,838.00	2,902,800
三菱マテリアル	1,700	2,586.00	4,396,200
住友金属鉱山	3,000	4,372.00	13,116,000
DOWAホールディングス	700	5,355.00	3,748,500
古河機械金属	300	1,702.00	510,600
エス・サイエンス	1,300	24.00	31,200
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	2,028.00	811,200
東邦チタニウム	500	1,011.00	505,500
UACJ	300	5,100.00	1,530,000
CKサンエツ	100	3,670.00	367,000
古河電気工業	800	4,031.00	3,224,800
住友電気工業	8,300	2,583.00	21,438,900
フジクラ	2,600	5,808.00	15,100,800
SWCC	300	5,610.00	1,683,000
平河ヒューテック	200	1,614.00	322,800
リョービ	300	1,959.00	587,700
アーレスティ	100	574.00	57,400
AREホールディングス	1,000	1,849.00	1,849,000
稲葉製作所	100	1,800.00	180,000
宮地エンジニアリンググループ	300	2,026.00	607,800
トーカロ	700	1,871.00	1,309,700
SUMCO	4,600	1,504.00	6,918,400

川田テクノロジーズ	200	2,479.00	495,800
R S Technologies	200	3,925.00	785,000
信和	100	744.00	74,400
東洋製罐グループホールディングス	1,500	2,308.50	3,462,750
ホッカンホールディングス	100	1,744.00	174,400
コロナ	100	947.00	94,700
横河ブリッジホールディングス	400	2,830.00	1,132,000
三和ホールディングス	2,400	4,465.00	10,716,000
文化シャッター	600	1,847.00	1,108,200
三協立山	300	764.00	229,200
アルインコ	200	978.00	195,600
L I X I L	3,500	1,743.50	6,102,250
日本ファイルコン	100	537.00	53,700
ノーリツ	300	1,773.00	531,900
長府製作所	300	1,986.00	595,800
リンナイ	1,300	3,392.00	4,409,600
ダイニチ工業	100	603.00	60,300
日東精工	300	603.00	180,900
岡部	400	805.00	322,000
ジーテクト	300	1,602.00	480,600
東プレ	400	1,820.00	728,000
高周波熱錬	400	1,007.00	402,800
東京製綱	100	1,183.00	118,300
サンコール	300	406.00	121,800
モリテック スチール	100	177.00	17,700
パイオラックス	300	2,486.00	745,800
エイチワン	300	915.00	274,500
日本発條	2,100	1,888.00	3,964,800
中央発條	200	1,272.00	254,400
立川ブラインド工業	100	1,365.00	136,500
日本製鋼所	700	5,601.00	3,920,700
三浦工業	1,100	3,587.00	3,945,700
タクマ	800	1,622.00	1,297,600
ツガミ	500	1,429.00	714,500
オークマ	400	3,360.00	1,344,000
芝浦機械	300	3,770.00	1,131,000

アマダ	3,300	1,562.50	5,156,250
アイダエンジニアリング	500	798.00	399,000
F U J I	1,000	2,299.00	2,299,000
牧野フライス製作所	300	6,850.00	2,055,000
オーエスジー	1,000	1,816.50	1,816,500
旭ダイヤモンド工業	600	867.00	520,200
DMG森精機	1,500	2,748.00	4,122,000
ソディック	600	785.00	471,000
ディスコ	1,100	44,750.00	49,225,000
日東工器	100	2,722.00	272,200
日進工具	200	752.00	150,400
パンチ工業	100	440.00	44,000
富士ダイス	200	786.00	157,200
リケンNPR	300	2,420.00	726,000
東洋機械金属	100	622.00	62,200
島精機製作所	400	1,097.00	438,800
オプトラン	400	1,960.00	784,000
イワキポンプ	200	3,075.00	615,000
フリー	200	1,100.00	220,000
ヤマシンフィルタ	500	608.00	304,000
日阪製作所	300	980.00	294,000
やまびこ	400	2,519.00	1,007,600
野村マイクロ・サイエンス	400	2,041.00	816,400
平田機工	100	5,050.00	505,000
P E G A S U S	300	456.00	136,800
マルマエ	100	1,702.00	170,200
タツモ	200	3,580.00	716,000
ナブテスコ	1,500	2,470.00	3,705,000
三井海洋開発	300	3,555.00	1,066,500
レオン自動機	200	1,440.00	288,000
SMC	700	67,870.00	47,509,000
ホソカワミクロン	200	4,085.00	817,000
ユニオンツール	100	6,970.00	697,000
瑞光	200	1,256.00	251,200
オイレス工業	300	2,029.00	608,700
日精エー・エス・ビー機械	100	4,785.00	478,500

サトーホールディングス	300	2,138.00	641,400
技研製作所	200	1,754.00	350,800
日本エアーテック	100	1,209.00	120,900
日精樹脂工業	200	930.00	186,000
ワイエイシイホールディングス	100	2,185.00	218,500
小松製作所	11,900	4,349.00	51,753,100
住友重機械工業	1,400	3,441.00	4,817,400
日立建機	900	3,618.00	3,256,200
日工	400	702.00	280,800
巴工業	100	3,885.00	388,500
井関農機	200	1,006.00	201,200
TOWA	700	2,070.00	1,449,000
北川鉄工所	100	1,255.00	125,500
ローツェ	1,200	2,237.00	2,684,400
クボタ	12,300	2,040.00	25,092,000
荏原実業	100	4,560.00	456,000
三菱化工機	100	3,225.00	322,500
月島ホールディングス	300	1,387.00	416,100
帝国電機製作所	200	2,885.00	577,000
新東工業	500	1,010.00	505,000
澁谷工業	200	3,740.00	748,000
アイチ コーポレーション	400	1,219.00	487,600
小森コーポレーション	600	1,117.00	670,200
鶴見製作所	200	4,250.00	850,000
酒井重工業	100	2,544.00	254,400
荏原製作所	4,800	2,455.00	11,784,000
西島製作所	200	2,913.00	582,600
北越工業	200	1,784.00	356,800
ダイキン工業	3,100	20,055.00	62,170,500
オルガノ	400	8,270.00	3,308,000
トーヨーカネツ	100	4,555.00	455,500
栗田工業	1,300	5,858.00	7,615,400
椿本チエイン	1,100	1,962.00	2,158,200
木村化工機	200	784.00	156,800
アネスト岩田	400	1,459.00	583,600
ダイフク	4,000	2,931.50	11,726,000

サムコ	100	3,285.00	328,500
タダノ	1,400	1,051.50	1,472,100
フジテック	800	5,634.00	4,507,200
CKD	600	2,690.00	1,614,000
平和	800	2,094.00	1,675,200
理想科学工業	200	3,680.00	736,000
SANKYO	2,700	1,985.00	5,359,500
日本金銭機械	300	935.00	280,500
マースグループホールディングス	200	3,245.00	649,000
フクシマガリレイ	200	5,510.00	1,102,000
ダイコク電機	100	3,400.00	340,000
竹内製作所	400	5,120.00	2,048,000
アマノ	700	4,342.00	3,039,400
JUKI	400	407.00	162,800
ジャノメ	200	927.00	185,400
マックス	300	3,420.00	1,026,000
グローリー	600	2,571.00	1,542,600
新晃工業	200	4,510.00	902,000
大和冷機工業	400	1,510.00	604,000
セガサミーホールディングス	2,100	2,931.00	6,155,100
TPR	300	2,393.00	717,900
ツバキ・ナカシマ	600	707.00	424,200
ホシザキ	1,500	5,000.00	7,500,000
大豊工業	200	634.00	126,800
日本精工	4,300	705.70	3,034,510
NTN	5,600	256.20	1,434,720
ジェイテクト	2,100	1,112.50	2,336,250
不二越	200	3,285.00	657,000
日本トムソン	600	503.00	301,800
THK	1,400	2,646.00	3,704,400
ユースン精機	200	664.00	132,800
前澤給装工業	200	1,299.00	259,800
イーグル工業	300	2,027.00	608,100
PILLAR	200	4,410.00	882,000
キット	800	1,079.00	863,200
マキタ	2,900	4,819.00	13,975,100

三井E & S	1,300	1,202.00	1,562,600
カナデビア	1,900	1,098.00	2,086,200
三菱重工業	41,200	2,256.00	92,947,200
I H I	1,900	9,285.00	17,641,500
スター精密	400	2,005.00	802,000
日清紡ホールディングス	1,800	929.30	1,672,740
イビデン	1,400	5,303.00	7,424,200
コニカミノルタ	5,300	706.40	3,743,920
ブラザー工業	3,100	3,101.00	9,613,100
ミネベアミツミ	4,100	2,675.50	10,969,550
日立製作所	60,700	3,970.00	240,979,000
三菱電機	24,000	2,757.50	66,180,000
富士電機	1,400	8,514.00	11,919,600
安川電機	2,600	4,529.00	11,775,400
シンフォニアテクノロジー	200	5,510.00	1,102,000
明電舎	400	4,120.00	1,648,000
山洋電気	100	8,990.00	899,000
デンヨー	200	2,643.00	528,600
PHCホールディングス	500	987.00	493,500
KOKUSAI ELECTRIC	1,700	2,968.50	5,046,450
ソシオネクスト	2,400	2,656.00	6,374,400
東芝テック	400	3,630.00	1,452,000
芝浦メカトロニクス	200	10,710.00	2,142,000
マブチモーター	1,000	2,344.50	2,344,500
ニデック	10,400	2,922.00	30,388,800
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	200	372.00	74,400
トレックス・セミコンダクター	100	1,544.00	154,400
東光高岳	100	2,047.00	204,700
ダブル・スコープ	800	362.00	289,600
ダイヘン	200	7,270.00	1,454,000
ヤーマン	500	824.00	412,000
JVCケンウッド	1,900	1,345.00	2,555,500
ミマキエンジニアリング	200	1,526.00	305,200
I-PEX	100	1,599.00	159,900
大崎電気工業	500	772.00	386,000
オムロン	2,200	5,793.00	12,744,600

日東工業	300	3,000.00	900,000
I D E C	400	2,657.00	1,062,800
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,100	2,809.00	3,089,900
メルコホールディングス	100	2,341.00	234,100
テクノメディカ	100	1,782.00	178,200
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	200	607.00	121,400
日本電気	3,300	13,275.00	43,807,500
富士通	21,700	2,787.50	60,488,750
沖電気工業	1,200	1,041.00	1,249,200
電気興業	100	1,903.00	190,300
サンケン電気	200	5,953.00	1,190,600
アイホン	200	2,877.00	575,400
ルネサスエレクトロニクス	18,000	2,056.00	37,008,000
セイコーエプソン	3,000	2,768.50	8,305,500
ワコム	1,700	731.00	1,242,700
アルバック	500	7,356.00	3,678,000
アクセル	100	1,347.00	134,700
E I Z O	300	2,294.00	688,200
日本信号	600	933.00	559,800
京三製作所	600	556.00	333,600
能美防災	300	3,035.00	910,500
ホーチキ	200	2,331.00	466,200
星和電機	100	522.00	52,200
エレコム	600	1,479.00	887,400
パナソニック ホールディングス	27,900	1,405.50	39,213,450
シャープ	3,400	901.00	3,063,400
アンリツ	1,700	1,185.00	2,014,500
富士通ゼネラル	700	1,948.00	1,363,600
ソニーグループ	81,700	2,772.00	226,472,400
TDK	20,400	2,045.00	41,718,000
帝国通信工業	100	2,760.00	276,000
タムラ製作所	1,000	559.00	559,000
アルプスアルパイン	1,900	1,612.00	3,062,800
日本電波工業	300	1,049.00	314,700
鈴木	100	1,880.00	188,000
メイコー	200	6,600.00	1,320,000

日本トリム	100	3,655.00	365,500
フォスター電機	300	1,836.00	550,800
SMK	100	2,367.00	236,700
ヨコオ	200	1,530.00	306,000
ティアック	500	85.00	42,500
ホシデン	600	2,429.00	1,457,400
ヒロセ電機	300	19,035.00	5,710,500
日本航空電子工業	600	2,872.00	1,723,200
TOA	300	951.00	285,300
マクセル	500	1,834.00	917,000
古野電気	300	2,623.00	786,900
スミダコーポレーション	400	989.00	395,600
アイコム	100	2,902.00	290,200
リオン	100	2,482.00	248,200
横河電機	2,600	3,682.00	9,573,200
新電元工業	100	2,449.00	244,900
アズビル	6,400	1,216.00	7,782,400
東亜ディーケーケー	100	739.00	73,900
日本光電工業	2,100	2,271.50	4,770,150
チノー	100	2,188.00	218,800
共和電業	200	425.00	85,000
日本電子材料	200	2,443.00	488,600
堀場製作所	400	9,622.00	3,848,800
アドバンテスト	7,400	9,767.00	72,275,800
小野測器	100	543.00	54,300
エスペック	200	2,672.00	534,400
キーエンス	2,300	67,240.00	154,652,000
日置電機	100	8,180.00	818,000
シスメックス	6,100	2,985.50	18,211,550
日本マイクロニクス	400	3,845.00	1,538,000
メガチップス	200	5,550.00	1,110,000
OBARA GROUP	200	4,280.00	856,000
原田工業	100	542.00	54,200
コーセル	300	1,275.00	382,500
イリソ電子工業	300	2,951.00	885,300
オブテックグループ	400	1,634.00	653,600

千代田インテグレ	100	3,345.00	334,500
レーザーテック	1,100	19,900.00	21,890,000
スタンレー電気	1,500	2,645.00	3,967,500
ウシオ電機	1,000	2,142.50	2,142,500
岡谷電機産業	200	225.00	45,000
日本セラミック	200	2,597.00	519,400
古河電池	200	1,373.00	274,600
山一電機	200	2,613.00	522,600
図研	200	3,585.00	717,000
日本電子	500	5,815.00	2,907,500
カシオ計算機	1,900	1,116.50	2,121,350
ファナック	11,300	4,309.00	48,691,700
日本シイエムケイ	800	435.00	348,000
エンプラス	100	5,520.00	552,000
大真空	300	560.00	168,000
ローム	4,200	1,720.00	7,224,000
浜松ホトニクス	3,700	2,073.50	7,671,950
三井ハイテック	1,100	842.00	926,200
新光電気工業	800	5,405.00	4,324,000
京セラ	14,500	1,557.00	22,576,500
太陽誘電	1,000	2,780.50	2,780,500
村田製作所	20,900	2,777.00	58,039,300
双葉電子工業	500	518.00	259,000
ニチコン	700	1,139.00	797,300
日本ケミコン	300	1,174.00	352,200
KOA	400	1,046.00	418,400
市光工業	500	462.00	231,000
小糸製作所	2,400	2,028.00	4,867,200
ミツバ	500	867.00	433,500
S C R E E Nホールディングス	1,000	10,175.00	10,175,000
キヤノン電子	200	2,430.00	486,000
キヤノン	11,600	5,064.00	58,742,400
リコー	6,100	1,704.50	10,397,450
象印マホービン	700	1,615.00	1,130,500
東京エレクトロン	4,900	23,055.00	112,969,500
イノテック	200	1,475.00	295,000

トヨタ紡織	1,000	2,049.00	2,049,000	
ユニプレス	400	1,135.00	454,000	
豊田自動織機	2,000	11,060.00	22,120,000	
モリタホールディングス	400	2,143.00	857,200	
三櫻工業	300	744.00	223,200	
デンソー	24,800	2,353.00	58,354,400	
東海理化電機製作所	700	2,156.00	1,509,200	
川崎重工業	1,800	6,625.00	11,925,000	
名村造船所	700	1,746.00	1,222,200	
日本車輛製造	100	2,202.00	220,200	
三菱ロジスネクスト	400	1,254.00	501,600	
日産自動車	30,600	410.00	12,546,000	
いすゞ自動車	7,200	1,973.50	14,209,200	
トヨタ自動車	124,000	2,762.00	342,488,000	代用有価証券 20,000株
日野自動車	3,500	380.50	1,331,750	
三菱自動車工業	9,200	460.60	4,237,520	
武蔵精密工業	600	1,991.00	1,194,600	
日産車体	300	1,067.00	320,100	
新明和工業	700	1,374.00	961,800	
極東開発工業	300	2,474.00	742,200	
トピー工業	200	1,983.00	396,600	
タチエス	400	1,802.00	720,800	
NOK	900	2,256.00	2,030,400	
フタバ産業	700	671.00	469,700	
カヤバ	200	4,840.00	968,000	
大同メタル工業	500	502.00	251,000	
プレス工業	900	554.00	498,600	
太平洋工業	500	1,399.00	699,500	
アイシン	4,900	1,675.50	8,209,950	
マツダ	7,100	1,055.00	7,490,500	
本田技研工業	55,300	1,420.00	78,526,000	
スズキ	18,900	1,512.00	28,576,800	
SUBARU	7,200	2,486.00	17,899,200	
ヤマハ発動機	9,800	1,407.50	13,793,500	
エクセディ	400	4,050.00	1,620,000	

豊田合成	700	2,645.00	1,851,500
愛三工業	500	1,419.00	709,500
ヨロズ	200	1,199.00	239,800
エフ・シー・シー	400	2,764.00	1,105,600
シマノ	1,000	23,040.00	23,040,000
テイ・エス テック	900	1,769.50	1,592,550
ジャムコ	100	1,232.00	123,200
テルモ	15,600	2,979.50	46,480,200
日機装	600	1,057.00	634,200
日本エム・ディ・エム	200	624.00	124,800
島津製作所	3,300	4,656.00	15,364,800
JMS	200	482.00	96,400
長野計器	200	2,474.00	494,800
ブイ・テクノロジー	100	2,457.00	245,700
東京計器	200	3,235.00	647,000
愛知時計電機	100	2,045.00	204,500
インターアクション	100	1,061.00	106,100
オーバル	100	381.00	38,100
東京精密	500	8,890.00	4,445,000
マニー	900	1,872.50	1,685,250
ニコン	3,700	1,931.00	7,144,700
トプコン	1,300	1,610.50	2,093,650
オリンパス	13,400	2,697.00	36,139,800
理研計器	300	4,305.00	1,291,500
タムロン	300	4,030.00	1,209,000
HOYA	4,600	20,935.00	96,301,000
シード	100	496.00	49,600
ノーリツ鋼機	200	4,075.00	815,000
A&Dホロンホールディングス	300	2,229.00	668,700
朝日インテック	2,800	2,424.00	6,787,200
シチズン時計	2,100	933.00	1,959,300
大研医器	100	504.00	50,400
メニコン	900	1,692.00	1,522,800
松風	200	2,145.00	429,000
セイコーグループ	400	3,920.00	1,568,000
ニプロ	1,900	1,400.00	2,660,000

三井松島ホールディングス	200	4,240.00	848,000	
KYORITSU	100	150.00	15,000	
パラマウントベッドホールディングス	500	2,625.00	1,312,500	
トランザクション	200	2,318.00	463,600	
ニホンフラッシュ	200	896.00	179,200	
前田工織	400	1,751.00	700,400	
永大産業	100	215.00	21,500	
アートネイチャー	200	854.00	170,800	
フルヤ金属	200	4,065.00	813,000	
バンダイナムコホールディングス	6,300	3,222.00	20,298,600	
SHOEI	700	2,289.00	1,602,300	
フランスベッドホールディングス	300	1,260.00	378,000	
パイロットコーポレーション	400	4,934.00	1,973,600	
萩原工業	200	1,467.00	293,400	
フジシールインターナショナル	500	2,533.00	1,266,500	
タカラトミー	1,000	4,200.00	4,200,000	
広済堂ホールディングス	900	547.00	492,300	
プロネクサス	200	1,270.00	254,000	
TOPPANホールディングス	3,100	4,724.00	14,644,400	
大日本印刷	4,800	2,730.00	13,104,000	
共同印刷	100	3,570.00	357,000	
NISSHA	400	1,954.00	781,600	
TAKARA & COMPANY	100	2,695.00	269,500	
アシックス	8,600	2,608.50	22,433,100	
ツツミ	100	2,120.00	212,000	
ローランド	200	3,915.00	783,000	
小松ウオール工業	200	1,529.00	305,800	
ヤマハ	4,300	1,129.00	4,854,700	
河合楽器製作所	100	2,801.00	280,100	
クリナップ	200	711.00	142,200	
ピジョン	1,500	1,586.00	2,379,000	
キングジム	200	865.00	173,000	
リンテック	500	3,275.00	1,637,500	
イトーキ	500	1,607.00	803,500	
任天堂	14,700	8,208.00	120,657,600	代用有価証券 4,000株

三菱鉛筆	300	2,610.00	783,000
タカラスタンダード	500	1,640.00	820,000
コクヨ	1,200	2,712.00	3,254,400
ナカバヤシ	300	524.00	157,200
グローブライド	200	1,981.00	396,200
オカムラ	700	1,999.00	1,399,300
美津濃	200	8,040.00	1,608,000
グリムス	100	2,583.00	258,300
東京電力ホールディングス	19,600	627.90	12,306,840
中部電力	8,600	1,735.00	14,921,000
関西電力	9,800	2,512.50	24,622,500
中国電力	4,100	1,085.50	4,450,550
北陸電力	2,400	1,040.50	2,497,200
東北電力	6,100	1,315.00	8,021,500
四国電力	2,200	1,363.00	2,998,600
九州電力	5,400	1,640.00	8,856,000
北海道電力	2,500	964.90	2,412,250
沖縄電力	600	1,021.00	612,600
電源開発	1,800	2,676.00	4,816,800
エフオン	200	355.00	71,000
イーレックス	500	635.00	317,500
レノバ	700	873.00	611,100
東京瓦斯	4,500	3,854.00	17,343,000
大阪瓦斯	4,600	3,305.00	15,203,000
東邦瓦斯	900	3,824.00	3,441,600
北海道瓦斯	700	555.00	388,500
広島ガス	500	388.00	194,000
西部ガスホールディングス	200	1,775.00	355,000
静岡ガス	600	1,000.00	600,000
メタウォーター	300	1,798.00	539,400
SBSホールディングス	200	2,424.00	484,800
東武鉄道	2,500	2,620.00	6,550,000
相鉄ホールディングス	800	2,463.00	1,970,400
東急	6,500	1,934.50	12,574,250
京浜急行電鉄	2,900	1,231.00	3,569,900
小田急電鉄	3,900	1,608.00	6,271,200

京王電鉄	1,200	3,949.00	4,738,800
京成電鉄	1,400	4,075.00	5,705,000
富士急行	300	2,416.00	724,800
東日本旅客鉄道	12,900	3,004.00	38,751,600
西日本旅客鉄道	6,000	2,703.00	16,218,000
東海旅客鉄道	9,000	3,202.00	28,818,000
西武ホールディングス	2,500	3,449.00	8,622,500
鴻池運輸	400	2,474.00	989,600
西日本鉄道	700	2,211.00	1,547,700
ハマキョウレックス	800	1,237.00	989,600
サカイ引越センター	300	2,425.00	727,500
近鉄グループホールディングス	2,500	3,507.00	8,767,500
阪急阪神ホールディングス	3,100	3,964.00	12,288,400
南海電気鉄道	1,000	2,509.50	2,509,500
京阪ホールディングス	1,300	2,846.50	3,700,450
神戸電鉄	100	2,327.00	232,700
名古屋鉄道	2,600	1,715.00	4,459,000
山陽電気鉄道	200	2,030.00	406,000
ヤマトホールディングス	2,800	1,594.00	4,463,200
山九	600	5,265.00	3,159,000
丸全昭和運輸	100	5,980.00	598,000
センコーグループホールディングス	1,400	1,430.00	2,002,000
ニッコンホールディングス	1,300	1,955.50	2,542,150
福山通運	200	3,810.00	762,000
セイノーホールディングス	1,100	2,394.50	2,633,950
神奈川中央交通	100	3,370.00	337,000
AZ-COM丸和ホールディングス	700	1,018.00	712,600
九州旅客鉄道	1,800	3,830.00	6,894,000
SGホールディングス	3,900	1,545.00	6,025,500
NIPPON EXPRESSホールディングス	800	7,472.00	5,977,600
日本郵船	4,800	4,834.00	23,203,200
商船三井	4,400	5,284.00	23,249,600
川崎汽船	5,300	2,176.00	11,532,800
NSユナイテッド海運	200	4,090.00	818,000
飯野海運	900	1,136.00	1,022,400

乾汽船	300	1,156.00	346,800
日本航空	5,300	2,445.00	12,958,500
ANAホールディングス	6,400	2,869.00	18,361,600
トランコム	100	10,230.00	1,023,000
日新	200	4,345.00	869,000
三菱倉庫	2,900	1,021.00	2,960,900
三井倉庫ホールディングス	200	7,080.00	1,416,000
住友倉庫	700	2,669.00	1,868,300
澁澤倉庫	100	3,195.00	319,500
日本トランスシティ	400	975.00	390,000
中央倉庫	100	1,575.00	157,500
安田倉庫	100	1,612.00	161,200
上組	1,100	3,156.00	3,471,600
キューソー流通システム	100	1,975.00	197,500
エーアイテイー	100	1,785.00	178,500
内外トランスライン	100	2,799.00	279,900
日本コンセプト	100	1,800.00	180,000
NEC ネットエスアイ	900	3,255.00	2,929,500
クロスキャット	100	1,150.00	115,000
システナ	3,400	348.00	1,183,200
デジタルアーツ	100	5,870.00	587,000
日鉄ソリューションズ	800	4,096.00	3,276,800
キューブシステム	100	1,012.00	101,200
コア	100	1,890.00	189,000
ラクーンホールディングス	200	727.00	145,400
ソリトンシステムズ	100	1,273.00	127,300
ソフトクリエイトホールディングス	200	2,124.00	424,800
T I S	2,500	3,797.00	9,492,500
テクミラホールディングス	100	317.00	31,700
グリー	800	414.00	331,200
コーエーテクモホールディングス	1,800	1,611.00	2,899,800
三菱総合研究所	100	4,275.00	427,500
ファインデックス	200	862.00	172,400
K L a b	600	182.00	109,200
ポールトゥウィンホールディングス	400	437.00	174,800
ネクソン	5,100	2,650.50	13,517,550

アイスタイル	800	424.00	339,200
エムアップホールディングス	300	1,360.00	408,000
エイチーム	200	633.00	126,600
エニグモ	300	300.00	90,000
テクノスジャパン	100	709.00	70,900
e n i s h	100	174.00	17,400
コロプラ	800	487.00	389,600
ブロードリーフ	1,000	563.00	563,000
クロス・マーケティンググループ	100	703.00	70,300
デジタルハーツホールディングス	200	831.00	166,200
メディアドゥ	100	1,311.00	131,100
じげん	600	616.00	369,600
フィックスターズ	200	1,439.00	287,800
CARTA HOLDINGS	100	1,472.00	147,200
オプティム	300	589.00	176,700
セレス	100	1,686.00	168,600
SHIFT	200	15,440.00	3,088,000
ティーガイア	200	2,668.00	533,600
テクマトリックス	500	2,447.00	1,223,500
プロシップ	100	1,529.00	152,900
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	600	3,382.00	2,029,200
GMOペイメントゲートウェイ	500	8,783.00	4,391,500
システムリサーチ	200	1,534.00	306,800
インターネットイニシアティブ	1,300	2,980.00	3,874,000
さくらインターネット	400	4,895.00	1,958,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	2,889.00	288,900
SRAホールディングス	100	4,305.00	430,500
朝日ネット	300	635.00	190,500
eBASE	300	667.00	200,100
アバントグループ	300	2,042.00	612,600
アドソル日進	100	1,864.00	186,400
フリービット	100	1,343.00	134,300
コムチュア	300	2,281.00	684,300
アステリア	200	504.00	100,800
アイル	100	3,105.00	310,500
マークライنز	100	2,714.00	271,400

メディカル・データ・ビジョン	300	509.00	152,700
g u m i	400	313.00	125,200
テラスカイ	100	1,878.00	187,800
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	2,043.00	204,300
ネオジャパン	100	1,841.00	184,100
ラクス	1,100	2,013.00	2,214,300
ダブルスタンダード	100	1,618.00	161,800
オープンドア	200	699.00	139,800
アカツキ	100	2,129.00	212,900
U b i c o mホールディングス	100	1,310.00	131,000
カナミックネットワーク	300	530.00	159,000
ノムラシステムコーポレーション	100	116.00	11,600
チェンジホールディングス	600	1,239.00	743,400
シンクロ・フード	100	470.00	47,000
オークネット	100	2,409.00	240,900
マクロミル	500	815.00	407,500
オロ	100	2,429.00	242,900
ユーザーローカル	100	1,849.00	184,900
ニーズウェル	100	283.00	28,300
マネーフォワード	600	4,925.00	2,955,000
S u n A s t e r i s k	200	537.00	107,400
プラスアルファ・コンサルティング	300	2,104.00	631,200
電算システムホールディングス	100	2,718.00	271,800
A p p i e r G r o u p	700	1,622.00	1,135,400
ビジョナル	300	8,176.00	2,452,800
ソルクシーズ	100	283.00	28,300
ハイマックス	100	1,394.00	139,400
野村総合研究所	5,100	4,491.00	22,904,100
C Eホールディングス	100	438.00	43,800
日本システム技術	200	1,777.00	355,400
インテージホールディングス	300	1,577.00	473,100
東邦システムサイエンス	100	1,455.00	145,500
ソースネクスト	1,200	233.00	279,600
シンプレクス・ホールディングス	500	2,474.00	1,237,000
HEROZ	100	1,118.00	111,800
ラクスル	600	1,239.00	743,400

メルカリ	1,100	1,828.50	2,011,350
I P S	100	2,420.00	242,000
F I G	100	315.00	31,500
システムサポート	100	1,755.00	175,500
イーソル	200	714.00	142,800
ウイングアーク1st	200	3,255.00	651,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	100	837.00	83,700
S a n s a n	800	2,164.00	1,731,200
ギフトイ	200	938.00	187,600
メドレー	300	3,490.00	1,047,000
ベース	100	3,035.00	303,500
J M D C	300	4,175.00	1,252,500
フォーカスシステムズ	200	1,109.00	221,800
クレスコ	400	1,211.00	484,400
フジ・メディア・ホールディングス	2,300	1,748.00	4,020,400
オービック	4,400	5,199.00	22,875,600
ジャストシステム	300	3,370.00	1,011,000
T D C ソフト	400	1,283.00	513,200
L I N E ヤフー	37,300	417.30	15,565,290
トレンドマイクロ	1,200	8,124.00	9,748,800
I D ホールディングス	200	1,597.00	319,400
日本オラクル	400	15,390.00	6,156,000
アルファシステムズ	100	3,325.00	332,500
フューチャー	600	1,995.00	1,197,000
C A C H o l d i n g s	100	1,765.00	176,500
オービックビジネスコンサルタント	400	6,950.00	2,780,000
アイティフォー	300	1,377.00	413,100
東計電算	100	4,655.00	465,500
大塚商会	2,600	3,566.00	9,271,600
サイボウズ	300	2,100.00	630,000
電通総研	200	5,160.00	1,032,000
A C C E S S	200	1,282.00	256,400
デジタルガレージ	400	3,030.00	1,212,000
E M システムズ	400	546.00	218,400
ウェザーニューズ	100	6,060.00	606,000

C I J	600	429.00	257,400	
日本エンタープライズ	200	111.00	22,200	
WOWOW	200	1,002.00	200,400	
スカラ	200	465.00	93,000	
インテリジェント ウェイブ	100	952.00	95,200	
ANYCOLOR	300	2,182.00	654,600	
I M A G I C A G R O U P	200	493.00	98,600	
ネットワンシステムズ	1,000	4,305.00	4,305,000	
システムソフト	900	59.00	53,100	
アルゴグラフィックス	200	4,815.00	963,000	
マーベラス	400	550.00	220,000	
エイベックス	400	1,514.00	605,600	
B I P R O G Y	800	4,466.00	3,572,800	
都築電気	100	2,475.00	247,500	
T B S ホールディングス	1,200	3,741.00	4,489,200	
日本テレビホールディングス	2,100	2,351.00	4,937,100	
朝日放送グループホールディングス	200	618.00	123,600	
テレビ朝日ホールディングス	600	1,973.00	1,183,800	
スカパー J S A T ホールディングス	1,800	849.00	1,528,200	
テレビ東京ホールディングス	100	3,305.00	330,500	
ビジョン	300	1,015.00	304,500	
U-NEXT HOLDINGS	300	4,790.00	1,437,000	
日本通信	1,900	139.00	264,100	
日本電信電話	696,200	151.20	105,265,440	代用有価証券 250,000株
K D D I	17,200	4,835.00	83,162,000	
ソフトバンク	374,500	191.30	71,641,850	
光通信	300	31,630.00	9,489,000	
エムティーアイ	200	1,162.00	232,400	
GMOインターネットグループ	800	2,657.00	2,125,600	
ファイバーゲート	100	1,002.00	100,200	
K A D O K A W A	1,200	3,285.00	3,942,000	
学研ホールディングス	400	1,004.00	401,600	
ゼンリン	400	833.00	333,200	
昭文社ホールディングス	100	399.00	39,900	
インプレスホールディングス	100	141.00	14,100	

アイネット	100	1,649.00	164,900
松竹	100	10,920.00	1,092,000
東宝	1,500	6,000.00	9,000,000
東映	400	5,040.00	2,016,000
NTTデータグループ	6,100	2,689.50	16,405,950
ピー・シー・エー	200	1,963.00	392,600
ビジネスブレイン太田昭和	100	1,897.00	189,700
D T S	400	3,990.00	1,596,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,200	6,159.00	7,390,800
シーイーシー	300	1,938.00	581,400
カプコン	4,600	3,102.00	14,269,200
アイ・エス・ピー	100	1,364.00	136,400
S C S K	1,900	3,048.00	5,791,200
N S W	100	3,090.00	309,000
アイネス	200	1,708.00	341,600
T K C	400	3,840.00	1,536,000
富士ソフト	600	9,250.00	5,550,000
N S D	900	3,389.00	3,050,100
コナミグループ	900	14,180.00	12,762,000
福井コンピュータホールディングス	200	2,718.00	543,600
J B C Cホールディングス	200	4,630.00	926,000
ミロク情報サービス	200	1,865.00	373,000
ソフトバンクグループ	11,500	9,222.00	106,053,000
リョーサン菱洋ホールディングス	400	2,560.00	1,024,000
高千穂交易	100	3,910.00	391,000
伊藤忠食品	100	6,930.00	693,000
エレマテック	200	2,396.00	479,200
あらた	400	3,475.00	1,390,000
東京エレクトロン デバイス	200	3,210.00	642,000
円谷フィールズホールディングス	400	1,991.00	796,400
双日	2,700	3,243.00	8,756,100
アルフレッサ ホールディングス	2,300	2,204.00	5,069,200
横浜冷凍	600	901.00	540,600
ラサ商事	100	1,436.00	143,600
アルコニックス	300	1,467.00	440,100
神戸物産	1,900	3,663.00	6,959,700

あい ホールディングス	400	2,343.00	937,200
ダイワボウホールディングス	1,100	3,068.00	3,374,800
マクニカホールディングス	1,900	1,816.50	3,451,350
ラクト・ジャパン	100	2,850.00	285,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	300	1,169.00	350,700
八洲電機	200	1,664.00	332,800
メディアスホールディングス	100	847.00	84,700
レスター	200	2,669.00	533,800
大光	100	626.00	62,600
TOKAIホールディングス	1,300	924.00	1,201,200
三洋貿易	200	1,517.00	303,400
ビューティガレージ	100	1,475.00	147,500
ウイン・パートナーズ	200	1,267.00	253,400
シップヘルスケアホールディングス	1,000	2,342.50	2,342,500
明治電機工業	100	1,416.00	141,600
コメダホールディングス	600	2,885.00	1,731,000
アセンテック	100	610.00	61,000
フルサト・マルカホールディングス	200	2,264.00	452,800
ヤマエグループホールディングス	300	2,145.00	643,500
小野建	300	1,536.00	460,800
佐島電機	200	1,940.00	388,000
伯東	100	4,585.00	458,500
コンドーテック	200	1,382.00	276,400
中山福	100	362.00	36,200
ナガイレーベン	300	2,281.00	684,300
三菱食品	200	4,780.00	956,000
松田産業	200	3,165.00	633,000
第一興商	1,000	1,888.00	1,888,000
メディパルホールディングス	2,700	2,494.00	6,733,800
S P K	100	2,056.00	205,600
萩原電気ホールディングス	100	3,475.00	347,500
アズワン	800	2,843.50	2,274,800
スズデン	100	1,799.00	179,900
シモジマ	200	1,358.00	271,600
ドウシシャ	200	2,068.00	413,600
高速	100	2,539.00	253,900

たけびし	100	2,072.00	207,200
リックス	100	2,702.00	270,200
丸文	200	1,095.00	219,000
ハピネット	200	4,060.00	812,000
橋本総業ホールディングス	100	1,207.00	120,700
日本ライフライン	700	1,284.00	898,800
タカショー	200	483.00	96,600
I DOM	800	1,039.00	831,200
進和	100	2,774.00	277,400
ダイترون	100	2,877.00	287,700
シークス	300	1,167.00	350,100
オーハシテクニカ	100	1,743.00	174,300
白銅	100	2,478.00	247,800
伊藤忠商事	16,600	7,786.00	129,247,600
丸紅	20,500	2,500.00	51,250,000
長瀬産業	1,100	3,312.00	3,643,200
蝶理	100	3,965.00	396,500
豊田通商	7,400	2,776.00	20,542,400
三共生興	300	647.00	194,100
兼松	1,000	2,620.00	2,620,000
三井物産	37,000	3,292.00	121,804,000
日本紙パルプ商事	1,200	682.00	818,400
カメイ	300	2,045.00	613,500
スターゼン	200	2,998.00	599,600
山善	800	1,345.00	1,076,000
椿本興業	100	1,937.00	193,700
住友商事	14,800	3,374.00	49,935,200
内田洋行	100	6,580.00	658,000
三菱商事	47,400	2,768.00	131,203,200
第一実業	200	2,656.00	531,200
キャノンマーケティングジャパン	500	4,630.00	2,315,000
西華産業	100	3,995.00	399,500
佐藤商事	200	1,433.00	286,600
東京産業	300	707.00	212,100
ユアサ商事	200	4,795.00	959,000
神鋼商事	100	6,440.00	644,000

トルク	100	220.00	22,000
阪和興業	400	5,170.00	2,068,000
正栄食品工業	200	4,425.00	885,000
カナデン	200	1,473.00	294,600
RYODEN	200	2,396.00	479,200
岩谷産業	2,500	2,020.00	5,050,000
極東貿易	100	1,497.00	149,700
アステナホールディングス	500	521.00	260,500
三愛オブリ	600	1,943.00	1,165,800
稲畑産業	700	3,445.00	2,411,500
G S I クレオス	100	2,084.00	208,400
明和産業	400	648.00	259,200
ワキタ	400	1,583.00	633,200
東邦ホールディングス	700	4,381.00	3,066,700
サンゲツ	600	2,807.00	1,684,200
ミツウロコグループホールディングス	300	1,737.00	521,100
シナネンホールディングス	100	6,290.00	629,000
伊藤忠エネクス	600	1,650.00	990,000
サンリオ	2,000	4,825.00	9,650,000
サンワテクノス	100	2,212.00	221,200
新光商事	300	959.00	287,700
トーヨー	100	2,735.00	273,500
三信電気	100	2,014.00	201,400
東陽テクニカ	200	1,563.00	312,600
モスフードサービス	400	3,555.00	1,422,000
加賀電子	500	2,724.00	1,362,000
ソーダニッカ	200	1,187.00	237,400
立花エレテック	100	2,607.00	260,700
フォーバル	100	1,423.00	142,300
PAL TAC	400	4,261.00	1,704,400
三谷産業	500	323.00	161,500
西本W i s m e t t a cホールディングス	100	1,339.00	133,900
コア商事ホールディングス	200	612.00	122,400
K P Pグループホールディングス	500	678.00	339,000
ヤマタネ	100	3,445.00	344,500
泉州電業	200	5,460.00	1,092,000

トラスコ中山	500	2,243.00	1,121,500
オートバックスセブン	900	1,427.00	1,284,300
モリト	200	1,445.00	289,000
加藤産業	300	4,160.00	1,248,000
イエローハット	400	2,522.00	1,008,800
J Kホールディングス	200	1,033.00	206,600
日伝	100	3,005.00	300,500
北沢産業	100	358.00	35,800
杉本商事	200	1,372.00	274,400
因幡電機産業	700	3,881.00	2,716,700
東テク	300	2,790.00	837,000
ミスミグループ本社	3,700	2,509.00	9,283,300
スズケン	800	4,889.00	3,911,200
ジェコス	200	995.00	199,000
サンエー	400	2,823.00	1,129,200
カワチ薬品	200	2,503.00	500,600
エービーシー・マート	1,100	2,981.00	3,279,100
ハードオフコーポレーション	100	1,950.00	195,000
アスクル	600	1,918.00	1,150,800
ゲオホールディングス	300	1,567.00	470,100
アダストリア	300	3,485.00	1,045,500
ジーフット	100	280.00	28,000
くら寿司	300	4,025.00	1,207,500
キャンドウ	100	3,265.00	326,500
パルグループホールディングス	600	2,945.00	1,767,000
エディオン	1,100	1,779.00	1,956,900
サーラコーポレーション	500	844.00	422,000
ハローズ	100	4,215.00	421,500
フジオフードグループ本社	300	1,374.00	412,200
あみやき亭	200	1,650.00	330,000
ひらまつ	300	172.00	51,600
大黒天物産	100	10,520.00	1,052,000
ハニーズホールディングス	200	1,648.00	329,600
アルペン	200	2,015.00	403,000
クオールホールディングス	300	1,362.00	408,600
ジーンズホールディングス	200	6,190.00	1,238,000

ビックカメラ	1,500	1,668.50	2,502,750
DCMホールディングス	1,300	1,420.00	1,846,000
ペッパーフードサービス	800	200.00	160,000
MonotaRO	3,500	2,557.50	8,951,250
J. フロント リテイリング	2,800	1,724.00	4,827,200
ドトール・日レスホールディングス	400	2,248.00	899,200
マツキヨココカラ&カンパニー	4,300	2,087.00	8,974,100
ブロンコビリー	100	3,815.00	381,500
ZOZO	1,800	4,889.00	8,800,200
トレジャー・ファクトリー	200	1,356.00	271,200
物語コーポレーション	400	3,490.00	1,396,000
三越伊勢丹ホールディングス	3,700	2,307.50	8,537,750
Hamee	100	1,076.00	107,600
ウエルシアホールディングス	1,300	1,900.00	2,470,000
クリエイトSDホールディングス	400	2,989.00	1,195,600
丸善CHIホールディングス	100	316.00	31,600
シュッピン	200	1,064.00	212,800
オイシックス・ラ・大地	400	1,258.00	503,200
ネクステージ	600	1,555.00	933,000
ジョイフル本田	700	1,991.00	1,393,700
エターナルホスピタリティグループ	100	3,510.00	351,000
ホットランド	200	2,362.00	472,400
すかいらーくホールディングス	3,400	2,370.00	8,058,000
SFPホールディングス	100	1,999.00	199,900
綿半ホールディングス	200	1,637.00	327,400
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	800	835.00	668,000
ゴルフダイジェスト・オンライン	100	430.00	43,000
BEE NOS	100	2,807.00	280,700
あさひ	200	1,535.00	307,000
日本調剤	200	1,341.00	268,200
コスモス薬品	400	6,902.00	2,760,800
トーエル	100	775.00	77,500
セブン&アイ・ホールディングス	27,300	2,231.50	60,919,950
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	1,800	1,225.00	2,205,000
ツルハホールディングス	500	8,564.00	4,282,000

サンマルクホールディングス	200	2,299.00	459,800
トリドールホールディングス	700	3,952.00	2,766,400
TOKYO BASE	300	263.00	78,900
JMホールディングス	200	2,877.00	575,400
アレンザホールディングス	200	1,087.00	217,400
串カツ田中ホールディングス	100	1,560.00	156,000
バロックジャパンリミテッド	300	787.00	236,100
クスリのアオキホールディングス	800	3,217.00	2,573,600
力の源ホールディングス	200	1,098.00	219,600
FOOD & LIFE COMPANIE	1,300	2,990.00	3,887,000
メディカルシステムネットワーク	200	411.00	82,200
ジャパンクラフトホールディングス	100	138.00	13,800
はるやまホールディングス	100	516.00	51,600
ノジマ	800	2,204.00	1,763,200
カップ・クリエイト	400	1,585.00	634,000
ライトオン	100	207.00	20,700
良品計画	2,900	2,631.50	7,631,350
パリミキホールディングス	100	339.00	33,900
アドヴァングループ	200	974.00	194,800
アルビス	100	2,658.00	265,800
コナカ	100	225.00	22,500
G-7ホールディングス	300	1,499.00	449,700
イオン北海道	600	887.00	532,200
コジマ	500	1,038.00	519,000
コーナン商事	300	3,610.00	1,083,000
エコス	100	2,058.00	205,800
ワタミ	300	1,076.00	322,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	5,000	3,797.00	18,985,000
西松屋チェーン	500	2,203.00	1,101,500
ゼンショーホールディングス	1,400	7,736.00	10,830,400
幸楽苑	200	1,265.00	253,000
サイゼリヤ	400	5,730.00	2,292,000
VTホールディングス	900	471.00	423,900
魚力	100	2,400.00	240,000
フジ・コーポレーション	100	1,937.00	193,700

ユナイテッドアローズ	300	2,303.00	690,900
ハイデイ日高	400	2,740.00	1,096,000
コロワイド	1,400	1,693.50	2,370,900
壺番屋	1,000	1,029.00	1,029,000
スギホールディングス	1,300	2,544.50	3,307,850
薬王堂ホールディングス	100	2,103.00	210,300
スクロール	400	1,024.00	409,600
ヨンドシーホールディングス	200	1,852.00	370,400
木曾路	400	2,207.00	882,800
S R Sホールディングス	400	1,137.00	454,800
千趣会	500	315.00	157,500
リテールパートナーズ	400	1,290.00	516,000
上新電機	300	2,495.00	748,500
日本瓦斯	1,200	2,074.00	2,488,800
ロイヤルホールディングス	400	2,487.00	994,800
いなげや	200	1,170.00	234,000
チヨダ	200	1,397.00	279,400
ライフコーポレーション	300	3,380.00	1,014,000
リンガーハット	300	2,304.00	691,200
Mr M a x HD	300	671.00	201,300
A O K Iホールディングス	500	1,210.00	605,000
オークワ	400	898.00	359,200
コメリ	300	3,245.00	973,500
青山商事	500	1,371.00	685,500
しまむら	600	7,787.00	4,672,200
高島屋	3,500	1,270.00	4,445,000
松屋	400	848.00	339,200
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,200	2,054.50	2,465,400
近鉄百貨店	100	2,080.00	208,000
丸井グループ	1,600	2,414.50	3,863,200
アクシアル リテイリング	700	891.00	623,700
イオン	9,100	3,803.00	34,607,300
イズミ	400	3,238.00	1,295,200
平和堂	400	2,195.00	878,000
フジ	500	2,055.00	1,027,500
ヤオコー	300	9,140.00	2,742,000

ゼビオホールディングス	300	1,162.00	348,600
ケーズホールディングス	1,600	1,412.00	2,259,200
日産東京販売ホールディングス	100	433.00	43,300
シルバーライフ	100	722.00	72,200
Genky Drug Stores	200	3,055.00	611,000
ブックオフグループホールディングス	200	1,421.00	284,200
ギフトホールディングス	100	3,470.00	347,000
アインホールディングス	300	4,967.00	1,490,100
Genki Global Dining	100	4,075.00	407,500
ヤマダホールディングス	7,600	437.50	3,325,000
アーケランズ	700	1,677.00	1,173,900
ニトリホールディングス	900	17,450.00	15,705,000
グルメ杵屋	200	1,033.00	206,600
愛眼	100	147.00	14,700
ケーユーホールディングス	200	1,084.00	216,800
吉野家ホールディングス	1,000	3,212.00	3,212,000
松屋フーズホールディングス	100	6,350.00	635,000
サガミホールディングス	400	1,840.00	736,000
王将フードサービス	500	3,085.00	1,542,500
ミニストップ	200	1,781.00	356,200
アークス	400	2,524.00	1,009,600
バローホールディングス	500	2,128.00	1,064,000
ベルク	100	6,520.00	652,000
大庄	200	1,038.00	207,600
ファーストリテイリング	1,400	48,690.00	68,166,000
サンドラッグ	800	3,761.00	3,008,800
サックスパー ホールディングス	200	922.00	184,400
ベルーナ	600	744.00	446,400
いよぎんホールディングス	3,000	1,594.50	4,783,500
しずおかフィナンシャルグループ	5,100	1,326.00	6,762,600
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,900	1,628.00	3,093,200
楽天銀行	1,100	3,462.00	3,808,200
京都フィナンシャルグループ	2,900	2,369.50	6,871,550
じもとホールディングス	100	302.00	30,200
めぶきフィナンシャルグループ	11,600	638.50	7,406,600
東京きらぼしフィナンシャルグループ	300	4,240.00	1,272,000

九州フィナンシャルグループ	4,000	783.30	3,133,200	
ゆうちょ銀行	19,000	1,451.50	27,578,500	
富山第一銀行	700	1,173.00	821,100	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	12,200	842.90	10,283,380	
西日本フィナンシャルホールディングス	1,400	1,867.00	2,613,800	
三十三フィナンシャルグループ	200	1,791.00	358,200	
第四北越フィナンシャルグループ	700	2,560.00	1,792,000	
ひろぎんホールディングス	3,300	1,190.00	3,927,000	
おきなわフィナンシャルグループ	200	2,336.00	467,200	
十六フィナンシャルグループ	300	4,380.00	1,314,000	
北國フィナンシャルホールディングス	200	4,675.00	935,000	
プロクレアホールディングス	300	1,738.00	521,400	
あいちフィナンシャルグループ	400	2,390.00	956,000	
あおぞら銀行	1,600	2,666.50	4,266,400	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	150,700	1,767.00	266,286,900	
りそなホールディングス	28,400	1,150.00	32,660,000	
三井住友トラストグループ	8,200	3,563.00	29,216,600	
三井住友フィナンシャルグループ	47,900	3,563.00	170,667,700	
千葉銀行	7,100	1,260.00	8,946,000	
群馬銀行	4,100	977.00	4,005,700	
武蔵野銀行	400	2,902.00	1,160,800	
千葉興業銀行	600	1,220.00	732,000	
筑波銀行	1,100	241.00	265,100	
七十七銀行	700	4,397.00	3,077,900	
秋田銀行	200	2,191.00	438,200	
山形銀行	300	1,001.00	300,300	
岩手銀行	200	2,422.00	484,400	
東邦銀行	2,000	272.00	544,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,000	3,766.00	7,532,000	
スルガ銀行	1,500	1,069.00	1,603,500	
八十二銀行	5,400	917.40	4,953,960	
山梨中央銀行	300	1,776.00	532,800	
大垣共立銀行	400	1,906.00	762,400	
福井銀行	200	1,837.00	367,400	
清水銀行	100	1,489.00	148,900	
滋賀銀行	400	3,550.00	1,420,000	

南都銀行	300	3,180.00	954,000	
百五銀行	2,200	594.00	1,306,800	
紀陽銀行	800	1,862.00	1,489,600	
ほくほくフィナンシャルグループ	1,300	1,729.50	2,248,350	
山陰合同銀行	1,400	1,282.00	1,794,800	
百十四銀行	200	2,651.00	530,200	
四国銀行	300	990.00	297,000	
阿波銀行	300	2,607.00	782,100	
大分銀行	100	3,300.00	330,000	
宮崎銀行	200	2,920.00	584,000	
佐賀銀行	100	2,190.00	219,000	
琉球銀行	500	1,051.00	525,500	
セブン銀行	8,200	324.00	2,656,800	
みずほフィナンシャルグループ	31,000	3,452.00	107,012,000	
山口フィナンシャルグループ	2,300	1,623.50	3,734,050	
名古屋銀行	100	6,520.00	652,000	
北洋銀行	3,200	420.00	1,344,000	
愛媛銀行	300	1,086.00	325,800	
京葉銀行	1,000	734.00	734,000	
栃木銀行	1,100	274.00	301,400	
北日本銀行	100	2,697.00	269,700	
東和銀行	400	603.00	241,200	
福島銀行	100	232.00	23,200	
トモニホールディングス	2,200	424.00	932,800	
フィデアホールディングス	200	1,482.00	296,400	
池田泉州ホールディングス	3,200	357.00	1,142,400	
F P G	800	2,864.00	2,291,200	
ジャパンインベストメントアドバイザー	400	1,129.00	451,600	
S B I ホールディングス	3,700	3,592.00	13,290,400	
ジャフコ グループ	700	2,050.00	1,435,000	
大和証券グループ本社	16,500	1,079.00	17,803,500	
野村ホールディングス	38,700	886.20	34,295,940	
岡三証券グループ	1,800	628.00	1,130,400	
丸三証券	800	979.00	783,200	
東洋証券	700	549.00	384,300	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,700	480.00	1,296,000	

水戸証券	600	522.00	313,200
いちよし証券	500	847.00	423,500
松井証券	1,600	839.00	1,342,400
マネックスグループ	2,200	800.00	1,760,000
極東証券	300	1,335.00	400,500
岩井コスモホールディングス	300	2,210.00	663,000
アイザワ証券グループ	300	1,712.00	513,600
スパークス・グループ	200	1,367.00	273,400
かんぽ生命保険	2,700	2,672.50	7,215,750
SOMPOホールディングス	11,200	3,484.00	39,020,800
アニコムホールディングス	800	678.00	542,400
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	16,900	3,661.00	61,870,900
第一生命ホールディングス	10,800	4,267.00	46,083,600
東京海上ホールディングス	22,400	5,902.00	132,204,800
T&Dホールディングス	6,200	2,608.50	16,172,700
アドバンスクリエイト	200	773.00	154,600
全国保証	600	5,509.00	3,305,400
あんしん保証	100	171.00	17,100
ジェイリース	200	1,350.00	270,000
SBIアルヒ	200	825.00	165,000
プレミアグループ	400	2,327.00	930,800
ネットプロテクションズホールディングス	800	342.00	273,600
クレディセゾン	1,500	3,581.00	5,371,500
芙蓉総合リース	200	11,490.00	2,298,000
みずほリース	1,700	1,060.00	1,802,000
東京センチュリー	1,700	1,607.50	2,732,750
日本証券金融	800	2,040.00	1,632,000
アイフル	3,800	324.00	1,231,200
リコーリース	200	5,190.00	1,038,000
イオンフィナンシャルサービス	1,300	1,258.00	1,635,400
アコム	5,400	368.70	1,990,980
ジャックス	300	3,975.00	1,192,500
オリエントコーポレーション	800	841.00	672,800
オリックス	13,800	3,387.00	46,740,600
三菱HCキャピタル	11,500	1,084.00	12,466,000

日本取引所グループ	13,700	1,877.00	25,714,900
イー・ギャランティ	400	1,522.00	608,800
NECキャピタルソリューション	100	3,815.00	381,500
大東建託	800	17,300.00	13,840,000
サムティホールディングス	500	3,295.00	1,647,500
いちご	2,000	407.00	814,000
日本駐車場開発	2,800	226.00	632,800
スター・マイカ・ホールディングス	300	658.00	197,400
SREホールディングス	100	3,645.00	364,500
ADワークスグループ	300	204.00	61,200
ヒューリック	5,300	1,484.50	7,867,850
野村不動産ホールディングス	1,400	3,853.00	5,394,200
三重交通グループホールディングス	500	492.00	246,000
ディア・ライフ	400	877.00	350,800
地主	200	2,150.00	430,000
プレサンスコーポレーション	300	1,943.00	582,900
THEグローバル社	100	627.00	62,700
JPMC	100	1,152.00	115,200
フージャースホールディングス	400	1,043.00	417,200
オープンハウスグループ	800	5,670.00	4,536,000
東急不動産ホールディングス	6,900	985.50	6,799,950
飯田グループホールディングス	2,200	2,193.00	4,824,600
And Doホールディングス	200	1,068.00	213,600
シーアールイー	100	1,211.00	121,100
ケイアイスター不動産	100	3,860.00	386,000
グッドコムアセット	200	833.00	166,600
ジェイ・エス・ビー	100	2,734.00	273,400
ロードスターキャピタル	100	2,409.00	240,900
霞ヶ関キャピタル	100	14,300.00	1,430,000
パーク24	1,800	1,875.00	3,375,000
パラカ	100	1,834.00	183,400
宮越ホールディングス	100	1,859.00	185,900
三井不動産	31,900	1,374.00	43,830,600
三菱地所	13,300	2,279.50	30,317,350
平和不動産	400	4,245.00	1,698,000
東京建物	2,000	2,621.50	5,243,000

京阪神ビルディング	400	1,579.00	631,600
住友不動産	3,700	4,838.00	17,900,600
テーオーシー	400	600.00	240,000
レオパレス21	2,000	564.00	1,128,000
スターツコーポレーション	400	3,555.00	1,422,000
フジ住宅	300	771.00	231,300
空港施設	300	585.00	175,500
明和地所	200	991.00	198,200
ゴールドクレスト	200	3,020.00	604,000
エスリード	100	4,435.00	443,500
日神グループホールディングス	400	515.00	206,000
日本エスコン	600	1,013.00	607,800
MIRARTHホールディングス	1,400	500.00	700,000
AVANTIA	100	772.00	77,200
イオンモール	1,400	2,053.00	2,874,200
カチタス	600	2,058.00	1,234,800
トーセイ	400	2,478.00	991,200
サンフロンティア不動産	400	1,846.00	738,400
FJネクストホールディングス	200	1,116.00	223,200
ランドビジネス	100	191.00	19,100
グランディハウス	200	563.00	112,600
日本空港ビルデング	800	5,623.00	4,498,400
LIFULL	600	152.00	91,200
MIXI	500	2,794.00	1,397,000
ジェイエイシーリクルートメント	900	729.00	656,100
日本M&Aセンターホールディングス	3,500	687.30	2,405,550
メンバーズ	100	1,011.00	101,100
UTグループ	300	2,688.00	806,400
アイティメディア	100	1,595.00	159,500
ケアネット	500	653.00	326,500
E・Jホールディングス	100	1,718.00	171,800
オープンアップグループ	700	1,984.00	1,388,800
コシダカホールディングス	700	1,194.00	835,800
パソナグループ	300	2,007.00	602,100
リンクアンドモチベーション	600	541.00	324,600
エス・エム・エス	900	1,680.00	1,512,000

パーソルホールディングス	22,500	257.90	5,802,750
リニカル	100	366.00	36,600
クックパッド	600	171.00	102,600
アイ・ケイ・ケイホールディングス	100	735.00	73,500
学情	100	1,755.00	175,500
スタジオアリス	100	2,054.00	205,400
N J S	100	4,050.00	405,000
総合警備保障	4,000	1,102.50	4,410,000
カカクコム	1,700	2,475.50	4,208,350
アイロムグループ	100	2,700.00	270,000
セントケア・ホールディング	200	752.00	150,400
ルネサンス	200	1,016.00	203,200
ディップ	400	2,713.00	1,085,200
デジタルホールディングス	100	1,166.00	116,600
新日本科学	300	1,470.00	441,000
エムスリー	4,700	1,416.50	6,657,550
ツカダ・グローバルホールディング	100	417.00	41,700
ウェルネット	100	882.00	88,200
ワールドホールディングス	100	1,958.00	195,800
ディー・エヌ・エー	1,000	2,058.00	2,058,000
博報堂DYホールディングス	2,700	1,216.50	3,284,550
ぐるなび	500	309.00	154,500
タカミヤ	300	442.00	132,600
ファンコミュニケーションズ	300	414.00	124,200
ライク	100	1,396.00	139,600
エスプール	800	357.00	285,600
WDBホールディングス	100	1,749.00	174,900
ティア	100	427.00	42,700
アドウェイズ	300	336.00	100,800
バリューコマース	200	1,114.00	222,800
インフォマート	2,300	303.00	696,900
J Pホールディングス	600	692.00	415,200
エコナックホールディングス	100	114.00	11,400
CLホールディングス	100	936.00	93,600
プレステージ・インターナショナル	1,100	685.00	753,500
プロトコーポレーション	300	1,425.00	427,500

アミューズ	100	1,336.00	133,600
ドリームインキュベータ	100	2,998.00	299,800
クイック	200	2,031.00	406,200
TAC	100	241.00	24,100
電通グループ	2,600	4,814.00	12,516,400
テイクアンドギヴ・ニーズ	100	880.00	88,000
ぴあ	100	3,140.00	314,000
イオンファンタジー	100	2,821.00	282,100
シーティーエス	300	916.00	274,800
H. U. グループホールディングス	700	2,624.00	1,836,800
アルプス技研	200	2,810.00	562,000
サニックス	300	280.00	84,000
日本空調サービス	300	1,045.00	313,500
オリエンタルランド	14,300	3,868.00	55,312,400
ダスキン	500	3,798.00	1,899,000
明光ネットワークジャパン	300	692.00	207,600
ファルコホールディングス	100	2,366.00	236,600
ラウンドワン	2,300	1,002.00	2,304,600
リゾートトラスト	900	2,795.00	2,515,500
ビー・エム・エル	300	2,797.00	839,100
リソー教育	1,500	282.00	423,000
早稲田アカデミー	100	1,791.00	179,100
ユー・エス・エス	5,000	1,313.00	6,565,000
東京個別指導学院	300	399.00	119,700
サイバーエージェント	5,300	1,064.50	5,641,850
楽天グループ	16,800	929.00	15,607,200
クリーク・アンド・リバー社	100	1,623.00	162,300
SBIグローバルアセットマネジメント	500	635.00	317,500
テー・オー・ダブリュー	500	323.00	161,500
山田コンサルティンググループ	100	2,167.00	216,700
セントラルスポーツ	100	2,449.00	244,900
フルキャストホールディングス	200	1,547.00	309,400
エン・ジャパン	400	2,405.00	962,000
テクノプロ・ホールディングス	1,400	2,922.50	4,091,500
アトラグループ	100	132.00	13,200
アイ・アールジャパンホールディングス	100	873.00	87,300

K e e P e r 技研	200	3,770.00	754,000
G u n o s y	200	705.00	141,000
デザインワン・ジャパン	100	111.00	11,100
イー・ガーディアン	100	1,771.00	177,100
リブセンス	100	164.00	16,400
ジャパンマテリアル	700	1,806.00	1,264,200
ベクトル	300	966.00	289,800
チャーム・ケア・コーポレーション	200	1,247.00	249,400
キャリアリンク	100	2,555.00	255,500
I B J	200	668.00	133,600
アサンテ	100	1,688.00	168,800
バリューHR	200	1,745.00	349,000
M&Aキャピタルパートナーズ	200	2,581.00	516,200
ライドオンエクスプレスホールディングス	100	1,002.00	100,200
シグマクシス・ホールディングス	400	1,901.00	760,400
ウィルグループ	200	1,001.00	200,200
エスクロー・エージェント・ジャパン	100	143.00	14,300
メドピア	200	556.00	111,200
リクルートホールディングス	18,700	9,549.00	178,566,300
エラン	300	796.00	238,800
日本郵政	26,900	1,505.00	40,484,500
ベルシステム24ホールディングス	300	1,309.00	392,700
鎌倉新書	200	535.00	107,000
エアトリ	200	1,037.00	207,400
アトラエ	200	798.00	159,600
ストライク	100	3,800.00	380,000
ソラスト	700	480.00	336,000
セラク	100	1,362.00	136,200
インソース	500	1,046.00	523,000
ベイカレント	1,800	5,042.00	9,075,600
O r c h e s t r a H o l d i n g s	100	872.00	87,200
アイモバイル	300	516.00	154,800
MS-J a p a n	100	1,064.00	106,400
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	900	2,846.00	2,561,400
ミダックホールディングス	100	1,829.00	182,900

キュービーネットホールディングス	100	1,043.00	104,300
オープングループ	400	200.00	80,000
マネジメントソリューションズ	100	1,849.00	184,900
プロレド・パートナーズ	100	465.00	46,500
フロンティア・マネジメント	100	1,181.00	118,100
アンビスホールディングス	500	1,914.00	957,000
カーブスホールディングス	600	789.00	473,400
フォーラムエンジニアリング	300	889.00	266,700
F a s t F i t n e s s J a p a n	100	1,340.00	134,000
M a c b e e P l a n e t	100	2,657.00	265,700
ダイレクトマーケティングミックス	300	237.00	71,100
L I T A L I C O	200	1,107.00	221,400
リログループ	1,300	1,854.50	2,410,850
東祥	200	685.00	137,000
I D & E ホールディングス	100	4,340.00	434,000
サンウェルズ	100	1,402.00	140,200
T R E ホールディングス	500	1,783.00	891,500
人・夢・技術グループ	100	1,666.00	166,600
N I S S O ホールディングス	200	836.00	167,200
大栄環境	500	3,035.00	1,517,500
日本管財ホールディングス	300	2,620.00	786,000
M & A 総研ホールディングス	300	2,303.00	690,900
エイチ・アイ・エス	800	1,813.00	1,450,400
ラックランド	100	2,007.00	200,700
共立メンテナンス	700	2,472.50	1,730,750
イチネンホールディングス	200	1,943.00	388,600
建設技術研究所	100	4,710.00	471,000
スペース	200	1,141.00	228,200
燦ホールディングス	200	1,152.00	230,400
スバル興業	100	3,225.00	322,500
タナベコンサルティンググループ	100	1,196.00	119,600
ナガワ	100	6,780.00	678,000
東京都競馬	200	4,220.00	844,000
カナモト	400	2,790.00	1,116,000
ニシオホールディングス	200	3,780.00	756,000
アゴーラ ホスピタリティグループ	600	55.00	33,000

トランス・コスモス	300	3,505.00	1,051,500	
乃村工藝社	1,000	778.00	778,000	
藤田観光	100	8,890.00	889,000	
KNT-CTホールディングス	100	1,333.00	133,300	
トーカイ	200	2,224.00	444,800	
セコム	4,900	5,403.00	26,474,700	
セントラル警備保障	100	2,838.00	283,800	
丹青社	500	809.00	404,500	
メイテックグループホールディングス	900	2,975.00	2,677,500	
応用地質	200	2,569.00	513,800	
船井総研ホールディングス	500	2,449.00	1,224,500	
学究社	100	1,888.00	188,800	
イオンディライト	300	4,350.00	1,305,000	
ナック	300	577.00	173,100	
ダイセキ	600	3,835.00	2,301,000	
ステップ	100	2,036.00	203,600	
合 計	4,391,200		9,171,154,090	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【バランスポートフォリオ】

【純資産額計算書】

I 資産総額	126,176,515円
II 負債総額	44,054円
III 純資産総額 (I - II)	126,132,461円
IV 発行済口数	102,221,274口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2339円

(参考)

インデックス東証株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	9,111,044,033円
II 負債総額	8,989,525円
III 純資産総額 (I - II)	9,102,054,508円
IV 発行済口数	2,935,297,631口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.101円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年11月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年11月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年11月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	772	302,674
株式投資信託	727	264,599
単位型	266	7,141
追加型	461	257,458
公社債投資信託	45	38,074
単位型	32	996
追加型	13	37,078

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,036		31,198
金銭の信託		—		3,899
有価証券		1,025		1
前払費用		908		814
未収入金	※ 4	410		179
未収委託者報酬		21,336		21,592
未収収益	※ 3	589	※ 3	647
関係会社短期貸付金		3,318		—
立替金		1,015		1,089
その他	※ 2	1,233	※ 2	2,011
流動資産合計		<u>71,875</u>		<u>61,434</u>
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	245	※ 1	233
器具備品	※ 1	122	※ 1	134
有形固定資産合計		<u>367</u>		<u>368</u>
無形固定資産				
ソフトウェア		390		438
無形固定資産合計		<u>390</u>		<u>438</u>
投資その他の資産				
投資有価証券		23,274		28,465
関係会社株式		22,366		37,647
長期差入保証金		375		285
繰延税金資産		448		—
投資その他の資産合計		<u>46,465</u>		<u>66,398</u>
固定資産合計		<u>47,224</u>		<u>67,205</u>
資産合計		<u>119,099</u>		<u>128,640</u>

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	433	451
未払金	7,557	9,211
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	6,586	8,330
その他未払金	892	803
未払費用	※ 3 4,227	※ 3 4,082
未払法人税等	—	1,644
未払消費税等	—	※ 4 620
賞与引当金	2,563	2,619
役員賞与引当金	218	232
その他	647	683
流動負債合計	15,648	19,547
固定負債		
退職給付引当金	1,424	1,448
賞与引当金	437	565
役員賞与引当金	16	56
繰延税金負債	—	295
その他	181	251
固定負債合計	2,059	2,617
負債合計	17,708	22,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	79,307	82,591
利益剰余金合計	79,307	82,591
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	99,823	103,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,056	4,523
繰延ヘッジ損益	△488	△1,155
評価・換算差額等合計	1,567	3,367
純資産合計	101,391	106,475
負債純資産合計	119,099	128,640

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益			
委託者報酬	73,998		75,874
その他営業収益	3,479	※1	3,714
営業収益合計	77,477		79,588
営業費用			
支払手数料	30,699		32,917
広告宣伝費	755		711
公告費	3		3
調査費	17,479		17,736
調査費	1,170		1,266
委託調査費	16,282		16,445
図書費	26		23
委託計算費	581		610
営業雑経費	948		881
通信費	139		135
印刷費	309		308
協会費	56		48
諸会費	16		11
その他	427		375
営業費用計	50,469		52,860
一般管理費			
給料	9,818		10,550
役員報酬	314		459
役員賞与引当金繰入額	234		273
給料・手当	6,544		6,791
賞与	147		277
賞与引当金繰入額	2,577		2,747
交際費	56		71
寄付金	24		22
旅費交通費	205		260
租税公課	433		389
不動産賃借料	938		906
退職給付費用	383		388
退職金	155		36
固定資産減価償却費	183		199
福利費	1,097		1,208
諸経費	4,291		4,661
一般管理費計	17,588		18,694
営業利益	9,420		8,033

(単位：百万円)

	第 64 期		第 65 期	
	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		107		4
受取配当金	※2	9,255	※2	4,946
有価証券評価益		—	※3	1,113
金銭の信託運用益		—		399
時効成立分配金・償還金		1		2
その他		236		50
営業外収益合計		9,601		6,517
営業外費用				
支払利息		407		569
デリバティブ費用		389		3,494
有価証券償還損		6		—
時効成立後支払分配金・償還金		1		1
為替差損		342		165
その他		15		0
営業外費用合計		1,163		4,231
経常利益		17,858		10,319
特別利益				
投資有価証券売却益		427		815
訴訟損失引当金戻入額	※4	4,481		—
特別利益合計		4,909		815
特別損失				
投資有価証券売却損		347		174
固定資産処分損		0		52
損害賠償損失		—		167
特別損失合計		347		394
税引前当期純利益		22,420		10,740
法人税、住民税及び事業税		1,340		2,415
法人税等調整額		3,252		△51
法人税等合計		4,593		2,364
当期純利益		17,826		8,376

(3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 884 1021 952"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円 (5 百万豪 ドル) を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円 (5 百万豪 ドル) を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
—	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円
—	※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針 の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券 に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振 替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上し ております。
※ 4 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。	—

(株主資本等変動計算書関係)

第64期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,471,000	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	899 百万円	1 年内	891 百万円
1 年超	3,425 百万円	1 年超	2,613 百万円
合計	4,324 百万円	合計	3,505 百万円

(金融商品関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	△246	—	—	△246
通貨関連 (*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

(有価証券関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

(デリバティブ取引関係)

第64期(2023年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	—	△246	△246
合計		10,970	—	△246	△246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポール ドル	3,275	—	△24	△24
合計		3,275	—	△24	△24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	—	△280
	豪ドル		105	—	0
	香港ドル		699	—	△34
	人民元		5,822	—	△1
	ユーロ		234	—	△10
合計			12,994	—	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,326	(1) 関連会社に対する投資の金額	5,342
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,722	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,691
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,185	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,474

(退職給付関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,366</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

<u>退職給付債務</u>	<u>1,366</u>
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>1,424</u>
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>136</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,437,000株	普通株式 4,409,000株
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定条件	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	599,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 344百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りにっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

(税効果会計関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当金		評価性引当金
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	その他		その他
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(関連当事者情報)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定してございました (決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております)。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2022年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポールドル貨建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	522円22銭	548円41銭
1株当たり当期純利益金額	91円81銭	43円14銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション(2) 217,000株、2017年度ストックオプション(1) 752,000株	2016年度ストックオプション(2) 121,000株、2017年度ストックオプション(1) 346,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	101,391	106,475
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,391	106,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		21,631
金銭の信託		13,876
有価証券		10
未収委託者報酬		17,767
未収収益		1,082
その他	※ 2	5,804
流動資産合計		60,173
固定資産		
有形固定資産	※ 1	335
無形固定資産		470
投資その他の資産		
投資有価証券		20,253
関係会社株式		44,647
長期差入保証金		244
繰延税金資産		50
投資その他の資産合計		65,195
固定資産合計		66,001
資産合計		126,174

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		8,826
未払費用		3,471
未払法人税等		2,272
未払消費税等	※ 3	625
関係会社短期借入金		6,688
賞与引当金		1,764
役員賞与引当金		120
その他		700
流動負債合計		24,470
固定負債		
退職給付引当金		1,489
賞与引当金		358
役員賞与引当金		72
その他		158
固定負債合計		2,079
負債合計		26,549
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		76,524
利益剰余金合計		76,524
自己株式		△2,067
株主資本合計		97,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,213
繰延ヘッジ損益		△629
評価・換算差額等合計		2,583
純資産合計		99,624
負債純資産合計		126,174

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第66期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		40,928
その他営業収益		2,050
営業収益合計		42,979
営業費用及び一般管理費	※1	38,534
営業利益		4,444
営業外収益	※2	3,213
営業外費用	※3	445
経常利益		7,212
特別利益	※4	172
特別損失	※5	50
税引前中間純利益		7,333
法人税等	※6	2,217
中間純利益		5,116

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△ 2,067	103,107
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 11,183	△ 11,183		△ 11,183
中間純利益				5,116	5,116		5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 6,066	△ 6,066	—	△ 6,066
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	76,524	76,524	△ 2,067	97,040

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,523	△ 1,155	3,367	106,475
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 11,183
中間純利益				5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 1,310	525	△ 784	△ 784
当中間期変動額合計	△ 1,310	525	△ 784	△ 6,851
当中間期末残高	3,213	△ 629	2,583	99,624

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>

	<p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 66 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,372 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 48 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 有価証券評価益 1,788 百万円 受取配当金 1,170 百万円 為替差益 132 百万円 デリバティブ収益 100 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 420 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 172 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 42 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	862 百万円
1 年超	2,187 百万円
合計	3,049 百万円

(金融商品関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	13,876	—	13,876
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,989	10,736	—	17,725
資産計	6,989	24,613	—	31,602
デリバティブ取引(※ 1、2)				
株式関連	△257	—	—	△257
通貨関連	—	845	—	845
デリバティブ取引計	△257	845	—	587

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 257 百万円は、中間貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 890 百万円は、流動資産のその他に、△45 百万円は流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	2,538
子会社株式	26,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	16,629	11,861	4,767
	小計	16,629	11,861	4,767
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,096	1,294	△198
	小計	1,096	1,294	△198
合計		17,725	13,156	4,568

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額2,538百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,876	△22

(デリバティブ取引関係)

第 66 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,372	-	△257	△257
合計		17,372	-	△257	△257

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,688	-	△45	△45
合計		6,688	-	△45	△45

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,664	-	641
	豪ドル		186	-	9
	ユーロ		2,374	-	171
	香港ドル		769	-	61
	人民元	1,456	-	6	
合計			11,450	-	890

(持分法損益等)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,341 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,354 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,083 百万円

(収益認識関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	513円12銭
1株当たり中間純利益金額	26円35銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(百万円)	5,116
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,116
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017年度ストックオプション(1)192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (2024年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	99,624
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円)	99,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行いません。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約款>

<追加型証券投資信託 バランスポートフォリオ>

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保をはかることを目指して運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

インデックス東証株式マザーファンド受益証券および内外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

インデックス東証株式マザーファンド受益証券に投資することにより売買益を追求し、内外の公社債に投資することにより利息等収益の確保につとめます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の75%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)インデックス東証株式マザーファンド受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

(2)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(4)有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないます。

(5)スワップ取引は、約款第17条の2の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 バランスポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,378万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けません。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,378万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

(信託日時異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第17条および第17条の2に定めるものに限りません。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限等)

第14条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス東証株式マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券ならびに第8号の証券ならびに第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する証券投資信託インデックス東証株式マザーファンドの受益証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第17条から第19条まで、第21条および第26条から第27条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(投資する公社債の範囲)

第16条 (削除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引

と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド（インデックス東証株式会社マザーファンドをいいます。以下本条において同じ。）の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲)

第21条の2 (削除)

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第21条の3 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。))を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第22条の2 (削除)

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第24条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却に関する指図）

第26条 委託者は、信託財産に属するマザー信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年11月8日から翌年11月7日までとします。ただし、初年度の計算期間は1987年11月27日から1988年11月7日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② （削除）
 - ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第35条 （削除）

（収益分配金の再投資等）

第36条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 第41条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第40条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）

第36条の2 （削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金等の支払い）

第38条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と

同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとし、
- ④ 第36条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第39条 受益者が、償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第40条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第41条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解

約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる

受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込より適用します。
- 第2条 (削 除)
- 第3条 変更後の第30条の規定は、第9計算期間の翌期初より適用するものとします。
- 第4条 変更後の第32条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第5条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
- ② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
- 第6条 変更後の第33条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- ② 変更後の第33条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第7条 第36条第4項および第38条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第8条 変更後の第40条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。
- 第9条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第36条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第10条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1987年11月27日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

◎約款変更実施予定日 2025年9月1日

追加型証券投資信託 バランスポートフォリオ 約款

第1条
第14条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 ①この信託は証券投資信託であり、 <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。 ② (略)	(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 ①この信託は証券投資信託であり、 <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。 ② (同 左)
(運用の指図範囲および株式への投資制限等) 第14条 ①委託者は、信託金を、主として <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>インデックス東証株式マザーファンド</u> (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (以下略)	(運用の指図範囲および株式への投資制限等) 第14条 ①委託者は、信託金を、主として <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>インデックス東証株式マザーファンド</u> (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (同 左)

※「運用報告書の交付省略」の条文中に記載されている当社ホームページアドレスについて 2025年9月1日付けで www.amova-am.com へ変更予定ですが、それ以前に当該条文中に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

